

「スピンオフ」の活用に関する手引 (制度編)

令和7年7月

経済産業省 経済産業政策局 産業組織課

目次

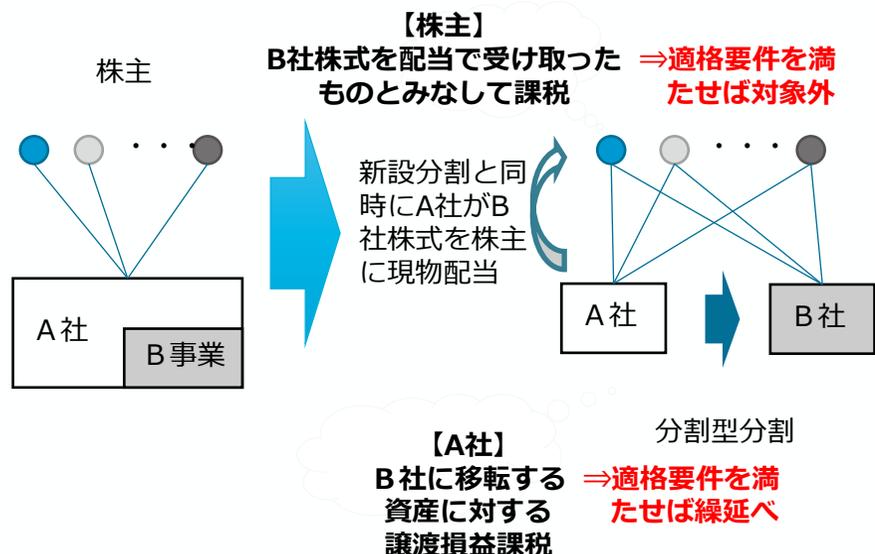
1. スピンオフに関する税制措置の概要 P2
2. Q & A P11
【一般的なQ&A】 P16
【上場に関するQ&A】 P27
【税務に関するQ&A】 P35
【会計に関するQ&A】 P54
(参考1) 組織再編成税制の概要 P57
(参考2) 産業競争力強化法（スピンオフに関する会社法特例） P64
(参考3) 産業競争力強化法（パーシャルスピンオフの課税の特例） P69

1. スピンオフに関する税制措置の概要

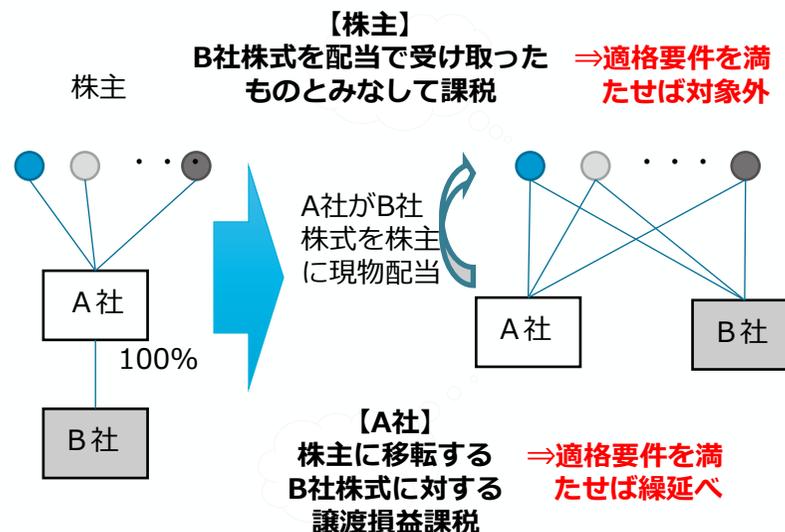
スピノフに関する税制措置の概要

- 企業の機動的な事業再編を促進するため、特定事業を切り出して独立会社とする「スピノフ」のうち一定のものを適格組織再編と位置付け、スピノフを行う際に、譲渡損益課税を繰延べ、配当についての課税を対象外とする（平成29年度税制改正）。

①特定の事業をスピノフする場合（分割型分割）



②完全子会社をスピノフする場合（株式分配）



○税制適格要件

上記の①②の類型について、組織再編税制における現行の他の適格類型と同様に、各種の適格要件が設けられている。

スピノフが適格組織再編に該当するための要件（概要）

- スピノフのうち、実施法人から完全に分離するものについては、以下の要件を満たす場合において課税の繰り延べが認められている。

【適格分割型分割の要件】※単独・新設の分割

要件	内容
非支配要件	分割法人が分割の直前に他の者による支配関係がない法人であり、かつ、分割承継法人が分割後に他の者による支配関係があることとなることが見込まれていないこと
株式のみ按分交付要件	分割により分割法人が交付を受ける分割承継法人の株式の全てが分割法人の株主に交付されるもので、分割法人の株主の持株数に応じて分割承継法人の株式のみが交付されること
主要資産等移転要件	分割事業に係る主要な資産・負債が分割承継法人に移転すること
従業者引継要件	分割事業に係る80%以上の従業者が分割後に分割承継法人の業務に従事することが見込まれること
事業継続要件	分割事業が分割承継法人において分割後も引き続き行われることが見込まれること
役員引継要件	分割法人の役員又は分割事業に従事している重要な使用人のいずれかが分割承継法人の特定役員となることが見込まれること

【適格株式分配の要件】

要件	内容
非支配要件	現物分配法人が分配の直前に他の者による支配関係がない法人であり、かつ完全子法人が株式分配後に他の者による支配関係があることとなることが見込まれていないこと
株式のみ按分交付要件	完全子法人株式の全てが移転するもので、分配法人の株主の持株数に応じて完全子法人の株式のみが交付されること
従業者継続要件	80%以上の従業者が完全子法人の業務に引き続き従事することが見込まれること
事業継続要件	完全子法人の主要な事業が完全子法人において、株式分配後も引き続き行われることが見込まれること
役員継続要件	完全子法人の特定役員の全てが株式分配に伴い退任するものでないこと

※パーシャルスピノフが適格組織再編に該当するための要件等はP7～P8参照。

法人税法上の位置付け（定義）

- 分割型分割と株式分配によるスピノフ（実施法人から完全に分離するもの）は、平成29年度税制改正により組織再編税制の一類型として整備され、法人税法上は以下のように定義規定が設けられた。

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

十二の十一 適格分割 次のいずれかに該当する分割で分割対価資産として分割承継法人又は分割承継親法人（分割承継法人との間に当該分割承継法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する関係として政令で定める関係がある法人をいう。）のうちいずれか一の法人の株式以外の資産が交付されないもの（当該株式が交付される分割型分割にあつては、当該株式が分割法人の発行済株式等の総数又は総額のうちに占める当該分割法人の各株主等の有する当該分割法人の株式の数（出資にあつては、金額）の割合に応じて交付されるものに限る。）をいう。

イ～ハ（略）

ニ その分割（一の法人のみが分割法人となる分割型分割に限る。）に係る**分割法人の当該分割前に行う事業を当該分割により新たに設立する分割承継法人において独立して行うための分割**として政令で定めるもの

分割型分割による
スピノフ

十二の十五の二 株式分配 現物分配（剰余金の配当又は利益の配当に限る。）のうち、その現物分配の直前において現物分配法人により発行済株式等の全部を保有されていた法人（次号において「完全子法人」という。）の当該発行済株式等の全部が移転するもの（その現物分配により当該発行済株式等の移転を受ける者がその現物分配の直前において当該現物分配法人との間に完全支配関係がある者のみである場合における当該現物分配を除く。）をいう。

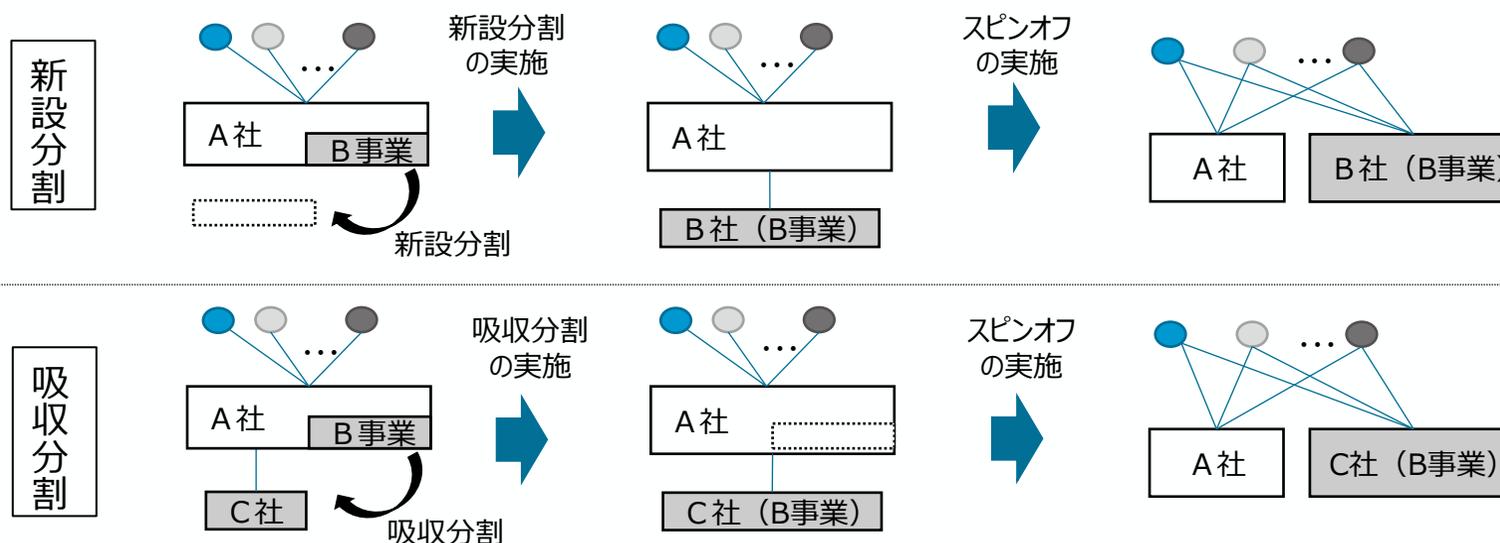
十二の十五の三 適格株式分配 **完全子法人の株式のみが移転する株式分配のうち、完全子法人と現物分配法人とが独立して事業を行うための株式分配**として政令で定めるもの（当該株式が現物分配法人の発行済株式等の総数又は総額のうちに占める当該現物分配法人の各株主等の有する当該現物分配法人の株式の数（出資にあつては、金額）の割合に応じて交付されるものに限る。）をいう。

株式分配による
スピノフ

スピノフに関する平成30年度税制改正の概要

①スピノフ準備のための完全支配関係内の組織再編の適格要件の緩和

完全支配関係がある法人間で行われる当初の組織再編（分社型分割等）の後に適格株式分配を行うことが見込まれている場合の当初の組織再編の適格要件のうち完全支配関係の継続要件について、その適格株式分配の直前の時までの関係により判定する。（参考：関連するQ&A P37 Q27）



②スピノフ元の会社による証券会社への分割割合等の通知義務

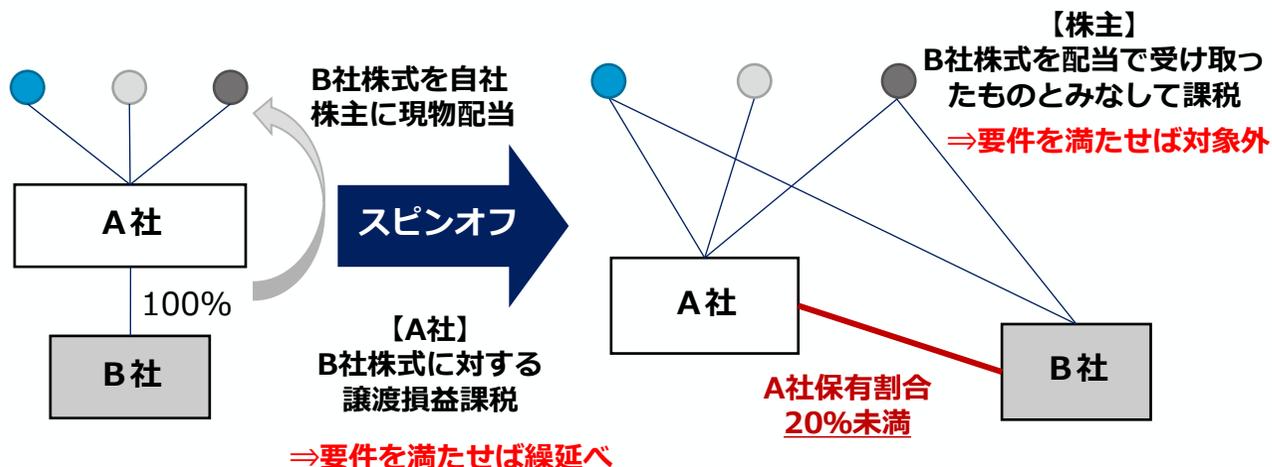
特定口座で管理されている上場株式等を発行した法人は、分割型分割等を行った場合には、その特定口座が開設されている金融商品取引業者等に対し、その上場株式等の取得価額及びその特定口座を開設する者がその分割型分割等により取得した上場株式等の取得価額の計算に必要な情報（分配資産割合等）を通知しなければならない。（参考：関連するQ&A P25 Q12）

パーシャルスピノフに関する税制措置の概要

- 令和5年度に、元親会社に一部持分を残すパーシャルスピノフについて、**大企業発スタートアップ創出促進のための政策税制**として、一定の要件を満たせば課税繰延べが認められる特例措置を創設。
- 令和6年度改正において、**新事業活動要件**を追加した上で、**適用期限を令和9年度末に延長**。

パーシャルスピノフ税制

【適用期限：令和10年3月31日まで】



パーシャルスピノフ税制の主な適用要件

- ① スピノフ後にA社が保有するB社株式が**発行済株式の20%未満**であること
 - ② スピノフ直前のB社の**従業員のおおむね90%以上**が、その業務に引き続き従事することが見込まれること
 - ③ A社が**産業競争力強化法の事業再編計画の認定**を受けていること
- B社の**主要な事業として新たな事業活動を行っていること** (※)
 - B社の**役員に対するストックオプションの付与等**の要件を満たすこと

等

(※) 令和6年度税制改正で追加された要件

(参考) パーシャルスピノフが適格組織再編に該当するための要件

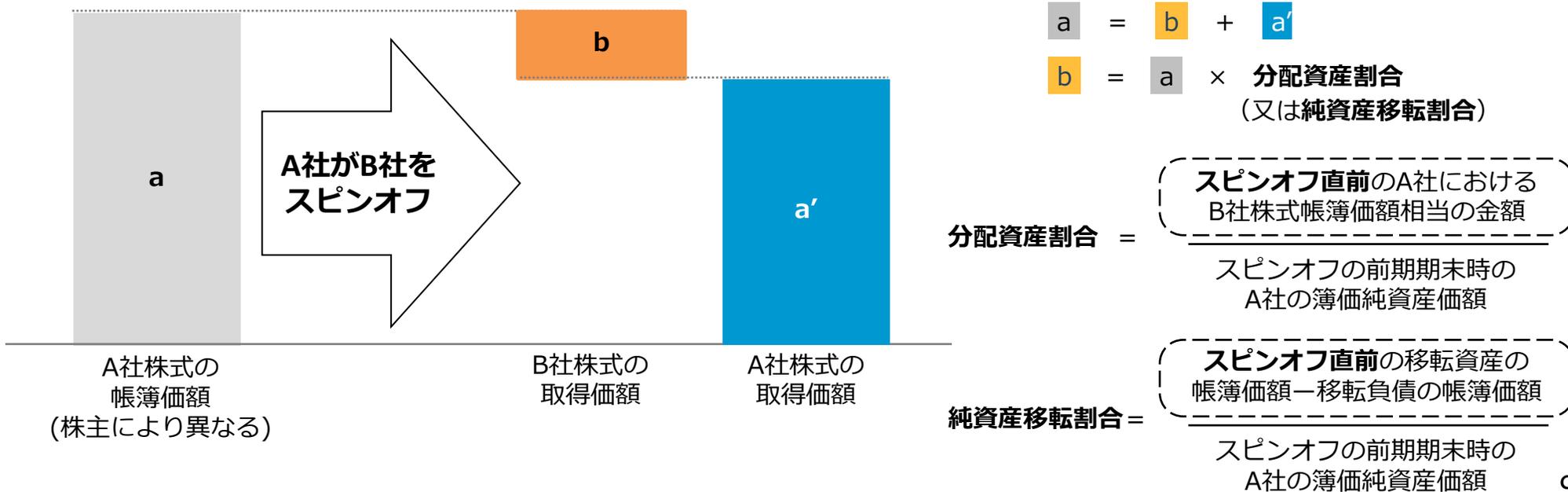
※ で囲った箇所はパーシャルスピノフ税制特有の要件、 で囲った箇所は令和6年度からの追加要件

	要件	内容
①	非支配要件	現物分配法人が株式分配の直前に他の者による支配関係がない法人であり、かつ、株式分配に係る完全子法人が株式分配後に他の者による支配関係があることとなることが見込まれていないこと
②	株式のみ 按分交付要件	産業競争力強化法に基づく認定を受けた事業再編計画に従って行われる、同法に基づく特定剰余金の配当であって、完全子法人株式の100分の80超が移転し、かつ、現物分配法人の株主の持株数に応じて完全子法人の株式のみが交付されること
③	従業者継続要件	おおむね100分の90以上の従業者が完全子法人の業務に引き続き従事することが見込まれること
④	事業継続要件	完全子法人の主要な事業が完全子法人において、株式分配後も引き続き行われることが見込まれること
⑤	役員継続要件	完全子法人の特定役員の全てが株式分配に伴い退任するものでないこと
⑥	事業再編計画 認定要件	<p>令和5年4月1日から令和10年3月31日までの間に、特定剰余金配当に係る関係事業者等（完全子法人）が、経済産業大臣の定める以下の要件を満たし、事業の成長発展が見込まれるものとして、事業再編計画の認定を受けていること。 (上記期間内に認定を受ければスピノフ実施が期間後であっても課税の特例は適用される)</p> <p><経済産業大臣が定める要件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業再編の実施に関する指針の以下要件を満たすこと（令和5年3月30日経済産業省告示第50号） <p><事業再編の実施に関する指針六へ></p> <p>以下（1）及び（2）の要件を満たしていることが確認できること</p> <p>（1）完全子法人の主要な事業における事業活動が新事業活動であること</p> <p>（2）以下(i)～(iii)のいずれかに該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) 完全子法人の特定役員に対し、ストックオプション(新株予約権)が付与されている又は付与される見込みがあること (ii) 完全子法人の主要な事業が、事業開始から10年以内であること (iii) 完全子法人の主要な事業が、成長発展が見込まれることについて金融商品取引業者が確認したこと

(参考) スピンオフ時の株式取得価額の計算

- 完全子会社のスピンオフ（パーシャルスピンオフも含む）に伴い、親会社（A社）の株主が保有するA社株式の帳簿価額(a)について「分配資産割合」を用いて按分し、スピンオフ後のA社株式の取得価額(a')と完全子会社（B社）株式の取得価額(b)を計算することとされている。
- 事業部門のスピンオフの場合は「純資産移転割合」を用いた類似の計算により、新設されるB社の株式の取得価額を算出する必要がある。

税制適格スピンオフ時の株式取得価額の計算



(参考) スピンオフに関連する令和7年度税制改正の概要

- グループ通算制度適用会社（A社）による通算子法人（B社）等のスピンオフについて、前期期末時のB社の資産・負債の帳簿価額をスピンオフ直前の帳簿価額とみなして投資簿価修正の規定を適用した場合のB社株式の帳簿価額を用いて分配資産割合を算出することとされた。*
- この改正により、例えば3月末に通期決算を行うグループ通算適用会社が10月1日にスピンオフの実行を予定する場合、スピンオフ直前（投資簿価修正前）のA社におけるB社株式帳簿価額相当の金額に、前期期末時（3月末）のスピンオフされる法人の資産・負債の帳簿価額を4月以降に決算書類作成や税務計算を行って確定させた上で仮定計算による簿価修正相当額を反映することで、スピンオフの実行に間に合うよう分配資産割合を計算することが可能となった。
- 併せて、分配資産割合の計算式の分母にも、B社株式における簿価修正相当額を反映すること等が規定された。

* B社株式の分配に伴いA社株主に生じるみなし配当の額の計算の基礎となる分配資本金額や資本金等の額から減算する金額についても同様の手当てがなされた。

旧制度	スピンオフ直前 (= 投資簿価修正後) のA社におけるB社株式帳簿価額相当の金額	現行制度 (令和7年4月1日~)	投資簿価修正前 のA社におけるB社株式帳簿価額相当の金額 ± 簿価修正相当額
分配資産割合 =	=	分配資産割合 =	=
	スピンオフの前期期末時の A社の簿価純資産価額		スピンオフの前期期末時の A社の簿価純資産価額 ± 簿価修正相当額

※分割型分割における純資産移転割合の計算についても、株式分配における分配資産割合の計算と同様の手当てがなされた。

2. Q&A

Q&Aの目次 (1/4)

【一般】

- Q 1. どのような「スピノフ」が税務上の適格組織再編に該当するのでしょうか。・・・P16
- Q 2. スピノフを行う際、会社法等との関係でどのような手続が必要ですか。・・・P17
- Q 3. スピノフの際に活用できる産業競争力強化法に基づく特例措置として、どのようなものがありますか。・・・P18
- Q 4. スピノフを行う場合、金融商品取引法との関係でどのような手続が必要ですか。・・・P19
- Q 5. 株式分配によるスピノフを行う際の会社法の手続として、事業譲渡等に係る株主総会決議（会社法第467条）は必要となりますか。・・・P20
- Q 6. 上場承認が得られることを条件として、会社分割等に関する株主総会決議を行うことはできますか。・・・P20
- Q 7. 外国会社である完全子会社をスピノフすることはできますか。・・・P20
- Q 8. 米国証券法の開示義務（F-4提出義務）については、どのようなルールとなっていますか。・・・P21
- Q 9. スピノフの一般的なスケジュールはどのようになりますか。・・・P21
- Q 10. スピノフされる会社の株式の取得価額の計算との関係で、スピノフの実施日についての実務上の制約はありますか。・・・P24
- Q 11. スピノフされた会社の株式の交付を受けることができるのは、いつの時点の株主ですか。・・・P24
- Q 12. スピノフを行おうとする際に、株主や証券会社への通知を行う必要はありますか。・・・P25

- Q 13. 上場会社の適格スピノフにおいて、特定口座やNISA口座にその上場会社の株式を保管している場合、独立して上場する株式会社の株式はどのように取り扱われますか。・・・P26

【上場】

- Q 14. スピノフを行う際には、スピノフされた会社の上場が必須ですか。・・・P27
- Q 15. スピノフ実施日にスピノフされた会社の上場することはできますか。・・・P28
- Q 16. スピノフされた会社の上場後の最初の株価（上場初日の最初の特別気配表示（板中心値段））はどのように決定されますか。・・・P28
- Q 17. 上場審査における形式要件の審査の取扱いについて教えてください。・・・P29
- Q 18. スピノフされた会社を上場しようとする際には、どのような手続となりますか。・・・P30
- Q 19. 上場審査において、上場前2年間の財務書類の監査が必要となりますが、遡及監査を行ってもらうことは可能ですか。・・・P31
- Q 20. スピノフされた会社はテクニカル上場として新規上場することはできないのでしょうか。・・・P31

Q&Aの目次 (2/4)

【上場】

- Q21. 株式分配によるスピノフと同日に、スピノフされた会社を上場するとともに、新株の発行により資金調達を行うことはできますか。・・・P32
- Q22. 株式分配によるスピノフと併せて新株発行をする際に、スピノフされる会社の監査済み財務諸表はどこまで必要でしょうか。・・・P33
- Q23. 分割型分割によるスピノフの実施と同時に新規上場を予定している場合、コーポレート・ガバナンスや内部管理体制についてどのように審査が行われますか。・・・P33
- Q24. スピノフされる会社がスピノフと同時に新株や新株予約権の発行を予定している場合に、スピノフを実施する会社が、当該事実を適時開示資料や株主総会に係る株主参考書類において記載することは、金商法との関係で問題になりますか。・・・P34

【税務】

- Q25. スピノフ（実施法人から完全に分離するもの）が適格組織再編に該当するための要件はどのようなものですか。・・・P35
- Q26. 認定株式分配が適格組織再編に該当するための要件はどのようなものですか。・・・P36

- Q27. 特定の事業をスピノフする場合、上場会社としての体制を整えるなどのため、まず単独新設分社型分割により完全子会社を設立し、一定期間経過後に適格株式分配を行った場合の単独新設分社型分割は適格組織再編に該当しますか。・・・P37
- Q28. スピノフを行う前に、独立する会社に自社内の部門や他の完全子会社を統合するための組織再編（合併等）を行った場合、その組織再編は適格組織再編となりますか。・・・P38
- Q29. 適格スピノフ実施後、既存株主（分割法人又は現物分配法人の株主）がスピノフされた会社（分割承継法人又は完全子法人）の株式を継続的に保有することが必要ですか。・・・P39
- Q30. 発行済株式の50%超100%未満の株式を保有する株主が存在する法人がスピノフを行う場合も適格組織再編に該当しますか。・・・P39
- Q31. 適格スピノフされた法人が、スピノフ実施後に他の法人に買収された場合、税務上の扱いに影響が生じますか。・・・P39
- Q32. スピノフを行う会社が、スピノフ実施後に他の法人に買収され子会社になることが見込まれている場合、税務上の扱いに影響が生じますか。・・・P40
- Q33. 対価に関する「株式のみ按分交付要件」を満たす上で、の注意点は何かですか。・・・P40

Q&Aの目次 (3/4)

【税務】

- Q34. 株式分配によるスピノフをしようとする際、完全子会社であるかどうかの判定では、第三者（完全子会社の従業員など）が保有しているストックオプションも考慮されますか。・・・P40
- Q35. 株式分配によるスピノフの検討において、第三者（完全子会社の経営陣など）が子法人の株式を一部所有している場合、スピノフを行う会社が当該株式を取得して完全子会社とした後に、スピノフしても適格組織再編に該当しますか。・・・P41
- Q36. 「株式のみ按分交付要件」の判定について、完全子会社が種類株式を発行している場合の特別な取り扱いがありますか。・・・P41
- Q37. 役員引継要件（役員継続要件）とはどのような要件ですか。・・・P42
- Q38. スピノフされた会社の株式を、スピノフした会社が一部保有しつづけると組織再編税制の適格要件を満たさないと聞きました。どのような場合に組織再編税制の適格要件を満たさないか、教えてください。・・・P42
- Q39. スピノフの際の分割法人又は現物分配法人（親法人）の株式の帳簿価額はどうか計算しますか。・・・P45
- Q40. グループ通算制度適用会社によるスピノフの際の分割法人又は現物分配法人（親法人）の株式の帳簿価額はどうか計算しますか。・・・P46
- Q41. 適格株式分配の分配原資の違いにより税務上の取扱いはどう変わりますか。・・・P47
- Q42. 適格スピノフに際し株主に交付される対価が持株数に応じて株式のみ交付される場合、居住者の株主（分割法人又は現物分配法人の株主）における分割法人又は現物分配法人の株式の譲渡は、簿価譲渡となりますが、非居住者の株主について取扱いが異なる点がありますか。・・・P48
- Q43. パーシャルスピノフ税制の適用を受けようとする場合、産業競争力強化法に基づく事業再編計画の認定申請はどのように行えばいいですか。・・・P49
- Q44. パーシャルスピノフ税制の適用を受けるために、事業再編計画の認定はいつまでに受ける必要がありますか。また、その期限までの間にパーシャルスピノフを実施しない場合も、税制の対象になりますか。・・・P49
- Q45. 分割型分割によるスピノフの場合もパーシャルスピノフ税制の適用の対象になりますか。・・・P50
- Q46. 事業再編計画の認定を受けてパーシャルスピノフ税制の適用される場合も、他の会社法特例も活用することが可能ですか。・・・P50
- Q47. パーシャルスピノフ税制の適用を含む認定事業再編計画について、パーシャルスピノフの実施時期が後ろ倒しになりましたが、変更の手続が必要ですか。・・・P51
- Q48. 事業再編計画における「関係事業者等の主要な事業における事業活動が新事業活動であること」という認定要件について、「主要な事業」とは何ですか。・・・P51
- Q49. 事業再編計画における「完全子法人の主要な事業における事業活動が新事業活動であること」という認定要件について、「新事業活動」とは何ですか。・・・P51

Q&Aの目次 (4/4)

【税務】

- Q50. 事業再編計画における「関係事業者等の主要な事業における事業活動が新事業活動であること」という認定要件について、申請書類には具体的にどのような内容を記載すればよいでしょうか。・・・P52
- Q51. 事業再編計画の認定申請の際に、パーシャルスピノフ税制の適用を受けるために必要となる添付書類はどのようなものでしょうか。・・・P52
- Q52. 「関係事業者等の主要な事業の成長発展が見込まれるものであることにつき、金融商品取引業者が確認していること」の要件について、事業再編計画の認定申請に当たって具体的にどのような添付書類を作成すればよいでしょうか。また、確認は誰に受ければよいでしょうか。・・・P53
- Q53. パーシャルスピノフ税制の適用を受けるための事業再編計画の認定申請に際して提出した添付書類は公表されますか。・・・P53

【会計】

- Q54. スピノフ元の会社の会計処理はどのようになりますか。・・・P54
- Q55. スピノフ元の会社の法人株主の会計処理はどのようになりますか。・・・P55
- Q56. スピノフされた会社の会計処理はどのようになりますか。・・・P56

Q & A (一般) ①

Q 1. どのような「スピノフ」が税務上の適格組織再編に該当するのでしょうか。

税務上の適格組織再編に該当する「スピノフ」は、次の二つです。

- ①分割型分割……自社内の特定の事業部門を分割により別法人に移転させ、同時に設立時に交付を受けるその法人の株式の全てを自社の株主に交付する方法（※適格組織再編に該当するためには単独新設分割であることが必要）
- ②株式分配……自社の完全子法人の発行済株式の全部を自社の株主に全て分配する方法（※外国法人である完全子法人の場合も想定されます）

※パーシャルスピノフの場合に産業競争力強化法に基づく事業再編計画の認定を受けた法人が行う「認定株式分配」も含まれます（以降、特段の断りがない限り「株式分配」に「認定株式分配」も含む）。

※上記のほか、①と②の中間形態として、「新設分社型分割又は新設現物出資 +（一定期間経過後の）株式分配」という方式によるスピノフについても税務上の適格組織再編に該当すると考えられます。

※以降のQ & Aでは、税務上の適格組織再編に該当する分割型分割・株式分配を指して、「適格スピノフ」と呼びます。

Q & A (一般) ②

Q 2. スピンオフを行う際、会社法等との関係でどのような手続が必要ですか。

①分割型分割の場合

会社法に基づき、株主総会決議など、会社分割及び剰余金の配当の手続を行うことが必要です。特に、適格組織再編に該当するスピンオフは、「株式のみ按分交付要件」を満たすために、金銭分配請求権のない現物配当であり、剰余金の配当に係る株主総会特別決議が必要となります（会社法第309条第2項第10号）。また、分配可能額規制など、剰余金配当に係る規制の一部は適用されない（会社法第812条）、債権者保護手続（会社法第810条）が必要となる、スピンオフしようとする会社の株主に株式買取請求権が認められる（会社法第806条）といった特徴があります。ただし、簡易新設分割に該当する場合には、新設分割計画の承認の株主総会決議は不要で（会社法第805条）、新設分割会社の株主には新設分割の差止請求権はなく（会社法第805条の2ただし書）反対株主の買取請求権は認められません（会社法第806条第1項第2号）。

なお、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律に基づく手続、許認可等に関する手続等、関係法令に基づく手続を行うことも必要です。

②株式分配の場合

会社法に基づき、株主総会決議など、剰余金の配当の手続を行うことが必要です。特に、金銭分配請求権のない現物配当については、剰余金の配当に係る株主総会特別決議が必要となります（会社法第309条第2項第10号）。また、株式分配を行うに足りる分配可能額があることを確認することが必要

（※）、債権者保護手続が不要、スピンオフしようとする会社の株主の株式買取請求権は認められていないといった特徴があります。

なお、許認可等に関する手続等、関係法令に基づく手続が必要となる場合があります。

（※）現物配当を行う会社の会計処理について定めている「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会）では、第10項(2)及び(2-2)の株式分配（認定株式分配を含む）いずれの場合も、分配する子会社株式の適正な帳簿価額をもってその他資本剰余金又はその他利益剰余金を減額することとされており、分配可能額の確認においても、子会社株式の価額は帳簿価額をもって計算することになると考えられます。

Q & A (一般) ③

Q 3. スピンオフの際に活用できる産業競争力強化法に基づく特例措置として、どのようなものがありますか。

産業競争力強化法に基づく事業再編計画の認定を受けた場合には、以下の特例措置を活用することができます。

【会社法の特例】（詳細はP64～P68参照）

- ①株式分配によるスピンオフにおいて、現物配当を行うために必要となる手続（原則は株主総会特別決議）の負担の軽減
- ②臨時株主総会で株式分配によるスピンオフを決定する場合における、取締役等が負う欠損填補責任の立証責任の転換

【税制の特例】（詳細はP69～P73参照）

- ③パーシャルスピンオフ税制の適用

事業再編計画の認定は、事業を所管している省庁が行うこととなりますが、事前相談から認定まで3ヶ月程度要することもありますので、特例の活用を検討している場合には、余裕を持って事業を所管している省庁の担当窓口にご相談ください。

<事業再編計画認定に関するHP>

https://www.meti.go.jp/policy/jigyou_saisei/kyousouryoku_kyouka/saihen_2.html

Q & A (一般) ④

Q 4. スピンオフを行う場合、金融商品取引法との関係でどのような手続が必要ですか。

スピンオフ元の会社が上場会社等の場合の有価証券届出書や目論見書の作成の要否については、以下のとおりとなります。

①分割型分割の場合

金融商品取引法では、上場会社等が一定の組織再編を行う場合について、有価証券の募集に当たるとして、有価証券届出書の提出を求めており、分割型分割のスピンオフについては、原則、スピンオフされた会社が有価証券届出書の提出を行うことが必要となります（この場合の目論見書の作成は不要です（金融商品取引法第4条第1項、第13条第1項））。なお、届出書提出日においてスピンオフされた会社が設立されていないため、実務的には、スピンオフ元の会社が提出することが考えられます。

②株式分配の場合

金銭分配請求権がない株式分配は、スピンオフされた会社の株式の交付が有価証券の募集や売出しに該当しないため、有価証券届出書の提出や目論見書の作成は不要です。

ただし、スピンオフされた会社が上場する時には、スピンオフされた会社が、上場承認日に有価証券報告書を提出することが必要となります。なお、上場しない場合であっても、株主が1,000人以上となった場合には、事業年度末までに有価証券報告書を提出することが必要です。

Q & A (一般) ⑤

Q 5. 株式分配によるスピノフを行う際の会社法の手続として、事業譲渡等に係る株主総会決議（会社法第467条）は必要となりますか。

不要です。会社法第467条では、一定の事業譲渡等（株式会社がその子会社の株式又は持分を譲渡する場合であって、当該株式会社が効力発生日において当該子会社の議決権の総数の過半数の議決権を有しないとき等）を行う場合には、株主総会の決議によって契約の承認を受けなければならないと規定されていますが、株式分配は契約行為には該当しないため、当該規定に基づく株主総会決議は不要です。

Q 6. 上場承認が得られることを条件として、会社分割等に関する株主総会決議を行うことはできますか。

法令に基づく関係省庁の承認が得られないときに組織再編の効力が生じない旨の規定を合併契約書に記載することが行われていますが、これと同様に、新設分割計画において、登記すべき日（会社法第924条参照）までに上場承認が得られないことを条件に新設分割を中止する旨を定めた場合には、株主総会の承認を要せずに新設分割を中止することが可能となります。最高裁判例でも、株主総会の決議の効力の発生を条件に係らしめることについて、「法律の規定、趣旨または条理に反しない限り、原則として許される」（最高裁昭和37年3月8日第1小法廷判決）とされています。

Q 7. 外国会社である完全子会社をスピノフすることはできますか。

可能です。なお、スピノフされる子会社が外国会社である場合には、東京証券取引所に外国株として上場する、または外国の証券取引所に上場するということも考えられます。

Q & A (一般) ⑥

Q 8. 米国証券法の開示義務 (F-4提出義務) については、どのようなルールとなっていますか。

1933年米国証券法では、非米国企業が合併などのM & A取引に伴い米国株主に証券を発行する場合には、Form F-4と呼ばれる様式による登録届出書を米国証券取引委員会 (SEC) に提出することが要求されており、規則802では、①対象会社の米国株主の保有比率が10%以下であること、②米国株主に平等な取扱いがなされること、③一定の情報開示 (Form CBやForm F-Xの提出など) がなされること、という要件を満たしている場合には、このForm F-4の提出義務が適用除外されることとされています。

スピノフの場合の上記提出義務の適用については、子会社のスピノフの場合を念頭に米国証券取引委員会の職員が見解を出しており (Staff Legal Bulletin No.4, 1997年9月16日)、これによると、以下の5条件を満たす場合には、提出が不要であるという見解となっています。(仮訳)

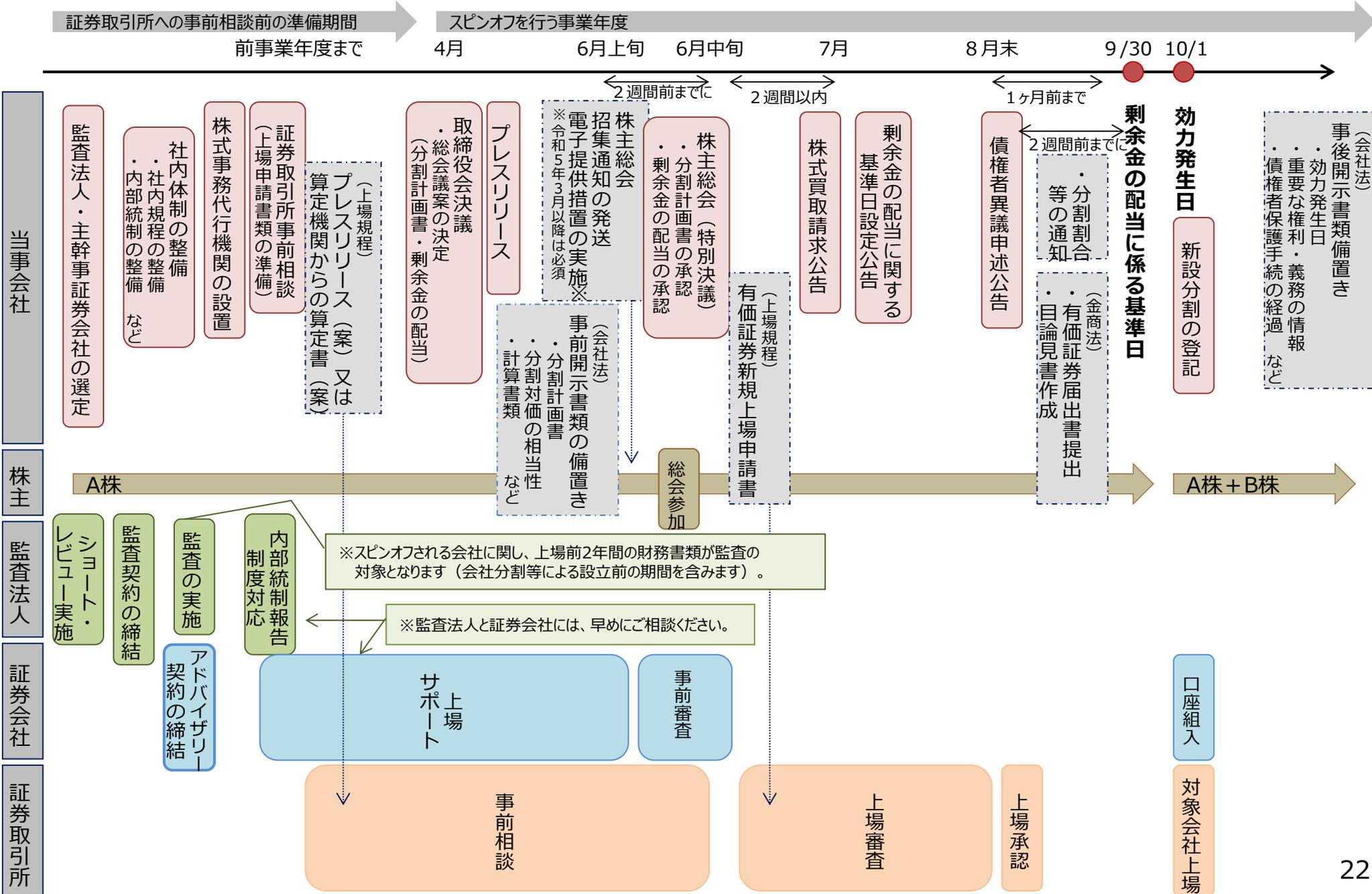
- ①親会社の株主がスピノフされた会社の株式に対して対価を支払わないこと
- ②親会社の株主に按分交付されるスピノフであること
- ③親会社が株主と証券市場に対してスピノフと子会社についての適切な情報を提供すること
- ④親会社がスピノフについて正当な業務目的を有していること
- ⑤親会社が制限付証券をスピノフする場合には、親会社はこれらの証券を最低2年間保有していること

Q 9. スピノフの一般的なスケジュールはどのようになりますか。

通常は、分割型分割、株式分配に関する会社法に基づく手続や関係法令に基づく手続と、独立する会社の上場審査の手続を並行して実施することが想定されます。想定されるスケジュールの例はP22～P23をご覧ください。

(参考) 想定される各種手続きとスケジュール (分割型分割)

※3月決算会社で10月1日を効力発生日とする例



(参考) 想定される各種手続きとスケジュール (株式分配)

※3月決算会社で10月1日を効力発生日とする例

証券取引所への事前相談前の準備期間
前事業年度まで

スピノフを行う事業年度

4月

6月上旬

6月中旬

7月

8月末

9/30

10/1

当事会社

監査法人・主幹事証券会社の選定

社内体制の整備
・社内規程の整備
・内部統制の整備 など

株式事務代行機関の設置

証券取引所事前相談
(上場申請書類の準備)

プレスリリース (案) など

取締役会決議
・総会議案の決定 (剰余金の配当)

プレスリリース

2週間前までに

株主総会招集通知の発送
電子提供措置の実施※
※令和5年3月以降は必須

株主総会 (特別決議)
・剰余金の配当の承認

有価証券新規上場申請書
(上場規程)

剰余金の配当に関する
基準日設定公告

2週間前までに

・分配割合
等の通知

剰余金の配当に係る基準日

B株の分配実施日

株主



監査法人

シヨート・レビュー実施

監査の実施

内部統制報告
制度対応

※スピノフされる会社に関し、上場前2年間の財務書類が監査の対象となります (会社分割等による設立前の期間を含みます)。

※監査法人と証券会社には、早めにご相談ください。

証券会社

アドバイザー
契約の締結

サポ 上場
サポート

事前審査

証券取引所

事前相談

上場審査

上場承認

口座組入

対象会社上場

Q & A (一般) ⑦

Q10. スピンオフされる会社の株式の取得価額の計算との関係で、スピンオフの実施日についての実務上の制約はありますか。

特段の制約はありませんが、スピンオフされる会社の株式の取得価額の計算においては、スピンオフされる会社の株式の取得価額の計算における分配資産割合の分母（スピンオフ元会社の簿価純資産価額）はスピンオフを実施する日の属する事業年度の前期末の税務上の簿価を用いる必要があり、通常は前期分の税務申告に用いた数値を利用可能ですが、前期分の税務申告の内容が確定していない税務申告までの間にスピンオフを行おうとする場合には、税務申告に先立って簿価純資産価額を確定させておくことが必要となります。分配資産割合（又は純資産移転割合）の計算についてはQ39及びQ40を参照下さい。

※スピンオフされる株式の取得価額の計算においては、上記の他、分割型分割では移転資産の帳簿価額から移転負債の帳簿価額を控除した額、株式分配では現物分配法人における完全子法人株式の帳簿価額が必要となります。

Q11. スピンオフされた会社の株式の交付を受けることができるのは、いつの時点の株主ですか。

会社法上は、剰余金の配当としてスピンオフされた会社の株式の交付がなされますが、一般に、配当の権利を受ける株主に関する基準日については、会社が一定の日を定めることができるとされています（会社法第124条）。

上場会社のスピンオフによる剰余金の配当については、分割型分割や株式分配のいずれの場合も、スピンオフの効力発生日の前日を基準日とすると、この場合、効力発生日の前日（権利確定日）の振替口座簿に登録されている株主が、スピンオフされた法人の株式の割り当てを受けることができます。振替口座簿への登録には時間がかかりますので、株式分割に係る「権利落ち」の場合と同様に、割り当てを受ける権利を取得するためには、権利確定日の2営業日前（権利付最終日）までに、スピンオフを行う法人の株式を取得している必要があります。

Q & A (一般) ⑧

Q12. スピンオフを行おうとする際に、株主や証券会社への通知を行う必要はありますか。

スピンオフを行うことにより、株主には新たにスピンオフされた会社の株式を割り当てることになるため、株主や証券会社に対する通知が必要です。

株主への通知については、会社法上は、新設分割によるスピンオフをしようとする株式会社は、新設分割をする旨などについて、株主総会から2週間以内に株主に対して通知や公告をする必要があります（会社法第806条第3項、第4項）。

※なお、株券を発行する旨の定款の定めがない会社の株式（譲渡制限株式を除く。）で振替機関が取り扱うものを発行している株式会社については、株主への通知に代えて、通知すべき事項を公告することが必須となります（社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項）。

また、法人税法施行令等において、分割型分割や株式分配を行った場合には、株主に対し、分配資産割合等（Q39及びQ40参照）の値を通知しなければならないこととされています（法人株主については法人税法施行令第119条の8第2項、第119条の8の2第2項。個人株主については所得税法施行令第113条第5項、第113条の2第4項）。加えて、租税特別措置法施行令において、その分割型分割や株式分配を行う法人の株式が特定口座で保管されている場合には、その法人は、その特定口座が開設されている証券会社に対し、その株式の取得価額及びその分割型分割や株式分配により取得した株式の取得価額の計算に必要な情報（分配資産割合等）を通知しなければならないこととされています（租税特別措置法施行令第25条の10の2第26項）。

上記の証券会社への通知については、予めスピンオフを行う上場会社が所定の情報を保振のウェブサイトに掲載することで、証券会社に自動で情報が通知される仕組みが構築されています。スピンオフを行う上場会社は、これを利用して、分割割合等の内容について速やかに通知を行ってください（変更・修正があった場合の変更・修正も含め、効力発生日の2週間前までに行う必要があります）。詳しくは、日本証券業協会と全国株懇連合会により定められている「会社が株主に交付する金銭等に係る情報提供に関する事務取扱要領」をご参照ください。https://www.jsda.or.jp/anshin/oshirase/jimu_youyou_stock.html

なお、上記通知の期日を考慮して、分割契約において合意された対価に見合うよう、日々変動する営業債権・債務などの承継対象範囲を調整する等、実務上の工夫を行うことが考えられます。

Q & A (一般) ⑨

Q13. 上場会社の適格スピンオフにおいて、特定口座やNISA口座にその上場会社の株式を保管している場合、独立して上場する株式会社の株式はどのように取り扱われますか。

適格スピンオフを行う株式会社の上場株式を特定口座やNISA口座に保管している場合、スピンオフによって新たに独立して上場する株式会社の株式もその特定口座やNISA口座において保管されることになります。

Q & A (上場) ①

スピノフを行う際の上場手続きの取扱い等については、東京証券取引所が公表している「新規上場ガイドブック」(プライム市場編/スタンダード市場編/グロース市場編) もご参照ください。

<https://www.jpx.co.jp/equities/listing-on-tse/new/guide-new/index.html>

Q14. スピノフを行う際には、スピノフされた会社の上場が必須ですか。

会社法や税法において、スピノフをした場合の上場は必須ではありません。ただし、上場会社がスピノフを行おうとする場合、スピノフされた会社が非上場であると株式の流動性が乏しくなるため、株主の株式売却の機会を確保するために、通常は上場を前提とするものが多くなると考えられます。スピノフされる会社が上場する証券取引所としては、国内の証券取引所他、海外の証券取引所も考えられます。

また、産業競争力強化法に基づく会社法の特例措置(Q3参照)を活用する場合は、証券取引所(国内の金融商品取引所に類するもので外国の法令に基づき設立されたものを含む。)への上場が予定されている必要があります(産競法に基づく告示「事業再編の実施に関する指針」六ホ参照)。

なお、東京証券取引所の有価証券上場規程上、これまで、スピノフされる会社の株式については、スピノフの効力発生日以後に上場を行うこととされていましたが、スピノフを行う会社の株式の権利落ち日から効力発生日までには2営業日の期間が空いていることから、当該期間においてスピノフを行う会社の株主がスピノフされる会社の株式の価格変動リスクを負うことなどの課題が見られました。こうした状況を踏まえ、投資者保護を図り、上場会社がスピノフを活用しやすい環境を整備する観点から、スピノフを行う会社の株式の権利落ち日からスピノフされる会社の株式を上場可能とするため、有価証券上場規程等の一部改正が行われました。本改正は令和7年9月16日から施行され、施行日以後に新規上場を行うことが見込まれる会社から適用されます。

(出所：令和7年4月3日付「スピノフ時における新規上場日の見直しに係る有価証券上場規程等の一部改正について」 <https://www.jpx.co.jp/rules-participants/rules/revise/um3qrc0000014z0a-att/gaiyo.pdf>)。

Q & A (上場) ②

Q15. スピンオフ実施日にスピンオフされた会社が上場することはできますか。

証券取引所による上場審査を受け、上場承認が行われていれば可能です。なお、株主総会でのスピンオフ実施決議後に速やかに上場するため、株主総会決議前に上場審査を進めることも可能です。ただし、分割型分割の場合には、一般的な方法である「新規上場申請」を申請できないため「予備申請」により、実質的に上場審査を進めていただくこととなります。

上場の準備に当たっては、あらかじめ余裕を持って証券会社、監査法人、証券取引所等とご相談ください。

※詳細は東証の上記ガイドブックの「Ⅶ 企業組織再編に係る取扱い」部分の「3 スピンオフ IPOについて」Q2～3をご参照ください（スピンオフされた会社がグロース市場に上場する際も同様です）。

Q16. スピンオフされた会社の上場後の最初の株価（上場初日の最初の特別気配表示（板中心値段））はどのように決定されますか。

新規上場に際して公募又は売出しを実施する場合には、当該公募又は売出しの価格により決定されます。また、公募又は売出しを実施しない場合（いわゆるダイレクトリスティングを行う場合）には、上場日の1週間前までに提出が求められる、幹事取引参加者が作成した新規上場申請に係る株券等の流通参考値段を記載した書類により決定されます。

※詳細は東証の上記ガイドブック「Ⅵ 新規上場時の公募又は売出しについて」部分の「2 ダイレクトリスティングについて」（3）流通参考値段の提出及び「Ⅶ 企業組織再編に係る取扱い」部分の「3 スピンオフ IPOについて」Q7をご参照ください。

Q & A (上場) ③

Q17. 上場審査における形式要件の審査の取扱いについて教えてください。

株式分配を実施する場合には、一般的な上場と同様に、スピノフにより独立する会社を対象に形式要件の審査が行われます。

分割型分割を実施する場合には、スピノフの対象となる事業が組織再編の主体会社になるものと考えられ、一般的な上場と異なる取扱いが適用されます。

※詳細は東証の上記ガイドブック「Ⅶ 企業組織再編に係る取扱い」部分の「2 組織再編行為等を実施した場合の形式要件の審査上の取扱い」をご参照ください。

Q & A (上場) ④

Q18. スピンオフされた会社を上場しようとする際には、どのような手続となりますか。

東証の上場規則では、通常の新規上場申請と同様の手続が必要となりますが、スピンオフの効力発生日と同日の上場を目指す場合など早期上場のため、株主総会決議前に上場審査を進めることも可能です。ただし、分割型分割の場合には、一般的な方法である「新規上場申請」を申請できないため、「予備申請」により、実質的に上場審査を進めていただくこととなります。

また、分割型分割によって設立される会社の上場申請について以下の特例が設けられています。

- ①プライム市場及びスタンダード市場の上場審査基準では、「新規上場申請日から起算して3年前より前から株式会社として継続的に事業活動をしていること」（事業継続年数要件）とされていますが（有価証券上場規程第205条第3号、同第211条第6号）、分割型分割の場合については、新設会社の設立前の元の会社での事業年数を加算して事業継続年数を算出することができるものとされています（有価証券上場規程施行規則第212条第3項第2号）。
- ②新設会社の設立前の期間に係る財務書類については、「部門財務情報の作成基準」に基づきプロフォルマを準備のうえ、日本公認会計士協会が定める「東京証券取引所の有価証券上場規程に定める部門財務情報に対するレビュー業務に関する実務指針」等に基づき監査意見を得ることで対応可能とされています。

※詳細は東証ガイドブックの「Ⅶ 企業組織再編に係る取扱い」部分の「3 スピンオフ IPOについて」Q2～3 及び「1 組織再編行為等を実施した場合の提出書類」をご参照ください。

Q & A (上場) ⑤

Q19. 上場審査において、上場前2年間の財務書類の監査が必要となりますが、遡及監査を行ってもらうことは可能ですか。

日本公認会計士協会が公表している「株式新規上場（IPO）のための事前準備ガイドブック」（2020年11月【第2版】）の8ページに記載のとおり、上場会社の子会社や事業部門のスピンオフにおいて、従前から当該子会社や事業部門を監査法人が会計監査対象としていたケースなど、一定の条件が整えば遡及監査が可能な場合もありますので、監査法人にご相談ください。

Q20. スピンオフされた会社はテクニカル上場として新規上場することはできないのでしょうか。

テクニカル上場制度は、経済的な実態が変わらないものの、法人格が変わってしまう場合を念頭に、上場契約の承継を認めて継続上場を図る制度です。したがって、上場会社がスピンオフされた会社に主要な事業を承継し上場契約を承継させる（上場会社は上場廃止となる）場合にのみ利用可能です。

Q & A (上場) ⑥

Q21. 株式分配によるスピノフと同日に、スピノフされた会社を上場するとともに、新株の発行により資金調達を行うことはできますか。

会社法上は、新株発行のための手続が必要となります(※)。また、金融商品取引法上は、公募を行う際の開示規制が適用されます。

(※) 加えて、スピノフをする会社の株主総会の決議に際しては、新株発行に関する事項を株主に対して開示することが望ましいものと考えられます。

株式分配によるスピノフの場合には、これら必要な手続を行えば、スピノフされた会社の上場とともに新株の発行を行うことができると考えられます。

他方、分割型分割の場合、事前に会社が存在していないため、取締役会決議など新株発行に必要な手続を行うことが困難と考えられます。

なお、税制上は、「他の者による支配関係があることとなることの見込まれていないこと」や「スピノフ元の会社がすべての株式を分配すること」が適格株式分配の要件となっています。スピノフと同日にスピノフされた会社が新株を発行して資金調達を行ったとしても、スピノフ時点で当該会社に支配株主が生じることが見込まれておらず、かつ、当該新株発行の条件として、スピノフの効力発生が必要とされているなど、スピノフ後に新株発行が行われることが明らかな場合には、新株発行で発行された株式は、上記の適格要件を満たすかどうかの判断には影響を及ぼさないと考えられます。

Q & A (上場) ⑦

Q22. 株式分配によるスピノフと併せて新株発行をする際に、スピノフされる会社の監査済み財務諸表はどこまで必要でしょうか。

有価証券届出書の提出に際し、過去2年間分（公認会計士又は監査法人の監査が必要）の財務諸表が求められています（Q18②に記載の上場審査において必要とされる財務諸表については提出が必要です）。

なお、海外の開示規制に基づき、監査済み財務諸表の必要性についてもご確認ください。

Q23. 分割型分割によるスピノフの実施と同時に新規上場を予定している場合、コーポレート・ガバナンスや内部管理体制についてどのように審査が行われますか。

分割型分割によるスピノフの実施前に上場審査を行う場合、上場審査の時点では申請会社としての取締役会や監査役会等の開催実績、内部管理部門の運用実績が十分でないことが考えられますが、それだけをもってコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性を否定されることはありません。

そのような場合には、実質的に新設となる独立する会社を想定した準備の状況が十分か、スピノフ元の企業等の体制が独立する会社に十分に引き継がれているのかを確認することで、実質的に運用が行われているとみなして有効性を確認することが考えられます。

なお、スピノフ元の企業の体制から大きな改変があった場合であっても、その軽重によっては問題ない場合もあると考えられますので、会社法上の機関設計の変更がある場合を含めて、最終的には個別の状況に照らし、判断がなされることが想定されます。

※詳細は東証の上記ガイドブックの「Ⅶ 企業組織再編に係る取扱い」部分の「3 スピノフ IPOについて」Q6をご参照ください。

Q & A (上場) ⑧

Q24. スピンオフされる会社がスピンオフと同時に新株や新株予約権の発行を予定している場合に、スピンオフを実施する会社が、当該事実を適時開示資料や株主総会に係る株主参考書類において記載することは、金商法との関係で問題になりますか。

金融商品取引法では有価証券届出書の提出前に有価証券の勧誘を開始することが禁止されています（金商法第4条第1項）。

他方、スピンオフをする会社の投資者にとっては、新株式発行を通じた希薄化規模に関する情報が提供されることは、スピンオフへの賛否やスピンオフ後の適正な株価を判断するに当たって重要です。このため、スピンオフをする会社の株式に係る投資者の投資判断や株主によるスピンオフ議案の検討に必要なものである等の理由がある場合には、スピンオフを実施する会社が、適時開示資料や株主総会参考書類等において、スピンオフされる会社がスピンオフと同時に新株や新株予約権の発行を予定している事実や、新株式発行や新株予約権に関する発行数の上限を記載し、公表をすることは、通常、有価証券届出書の提出前であっても勧誘行為に該当せず、可能と考えられます。

※新株式発行に係る有価証券届出書の提出前にどのような方法・内容の情報発信を行うかについては、個別の案件の具体的な事情を踏まえた情報発信の必要性と届出前勧誘規制の下での許容性のバランスを踏まえ、必要に応じて財務局に相談をする（「企業内容等開示ガイドライン 1 - 2 - 4 事前相談」）など発信方法・内容についてケースバイケースの慎重な検討を要する点に留意が必要です。

※認定株式分配を行う際などに、スピンオフされる会社が新株予約権を発行して特定役員に付与するため、株主総会への議案付議予定について適時開示等を行う場合には、勧誘行為に該当しない範囲で実施することが求められます。

Q & A (税務) ①

Q25. スピンオフ（実施法人から完全に分離するもの）が適格組織再編に該当するための要件はどのようなものですか。

分割型分割により行う場合、株式分配により行う場合、それぞれの主な要件は以下の通りです。

- ① **適格分割型分割**（※法人税法第2条第12号の11二、法人税法施行令第4条の3第9項）※単独新設分割であることが必要。
- | | |
|------------|---|
| 非支配要件 | …分割法人が分割の直前に他の者による支配関係がない法人であり、かつ、分割承継法人が分割後に他の者による支配関係があることとなることが見込まれていないこと |
| 株式のみ按分交付要件 | …分割により分割法人が交付を受ける分割承継法人の株式の全てが分割法人の株主に交付されるもので、分割法人の株主の持株数に応じて分割承継法人の株式のみが交付されること |
| 主要資産等移転要件 | …分割事業に係る主要な資産・負債が分割承継法人に移転すること |
| 従業者引継要件 | …分割事業に係る従業者のおおむね80%以上が分割後に分割承継法人の業務に従事することが見込まれること |
| 事業継続要件 | …分割事業が分割承継法人において分割後も引き続き行われることが見込まれること |
| 役員引継要件 | …役員又は分割事業に従事している重要な使用人のいずれかが分割承継法人の特定役員となることが見込まれること |
- ② **適格株式分配**（※法人税法第2条第12号の15の3、法人税法施行令第4条の3第16項）認定株式分配はQ26参照
- | | |
|------------|--|
| 非支配要件 | …現物分配法人が株式分配の直前に他の者による支配関係がない法人であり、かつ完全子法人が株式分配後に他の者による支配関係があることとなることが見込まれていないこと |
| 株式のみ按分交付要件 | …完全子法人株式の全てが移転するもので、現物分配法人の株主の持株数に応じて完全子法人の株式のみが交付されること |
| 従業者継続要件 | …おおむね80%以上の従業者が株式分配後も引き続き完全子法人の業務に従事することが見込まれること |
| 事業継続要件 | …完全子法人の主要な事業が完全子法人において、株式分配後も引き続き行われることが見込まれること |
| 役員継続要件 | …完全子法人の特定役員が株式分配に伴い退任するものでないこと |

Q & A (税務) ②

Q26. 認定株式分配が適格組織再編に該当するための要件はどのようなものですか。

適格株式分配に該当する認定株式分配（パーシャルスピノフ税制）により行う場合、それぞれの主な要件は以下の通りです。

○認定株式分配で読み替えて適用される適格株式分配（パーシャルスピノフ税制）

【租税特別措置法関係（68条の2、租税特別措置法施行令39条の34の2）】

- | | |
|------------|---|
| 非支配要件 | ・・・現物分配法人が株式分配の直前に他の者による支配関係がない法人であり、かつ完全子法人が株式分配後に他の者による支配関係があることとなることが見込まれていないこと |
| 株式のみ按分交付要件 | ・・・産業競争力強化法に基づく認定を受けた事業再編計画に従って行われる、同法に基づく特定剰余金の配当であって、完全子法人株式の80%超が移転し、かつ、現物分配法人の株主の持株数に応じて完全子法人の株式のみが交付されること |
| 従業者継続要件 | ・・・おおむね90%以上の従業者が株式分配後も引き続き完全子法人の業務に従事することが見込まれること |
| 事業継続要件 | ・・・完全子法人の主要な事業が完全子法人において、株式分配後も引き続き行われること見込まれること |
| 役員継続要件 | ・・・完全子法人の特定役員が全てが株式分配に伴い退任するものでないこと |
| 事業再編計画認定要件 | ・・・令和5年4月1日から令和10年3月31日までの間に、特定剰余金配当に係る関係事業者等（完全子法人）が、経済産業大臣の定める以下の要件を満たし、事業の成長発展が見込まれるものとして、事業再編計画の認定を受けていること。 |

<経済産業大臣が定める要件>

・事業再編の実施に関する指針の以下要件を満たすこと（令和5年3月30日経済産業省告示第50号）

<事業再編の実施に関する指針六へ>

以下（1）及び（2）の要件を満たしていることが確認できること

（1）完全子法人の主要な事業における事業活動が新事業活動であること

（2）以下(i)～(iii)のいずれかに該当すること

(i) 完全子法人の特定役員に対し、ストックオプション(新株予約権)が付与されている又は付与される見込みがあること

(ii) 完全子法人の主要な事業が、事業開始から10年以内であること

(iii) 完全子法人の主要な事業が、成長発展が見込まれることについて金融商品取引業者が確認したこと

Q & A (税務) ③

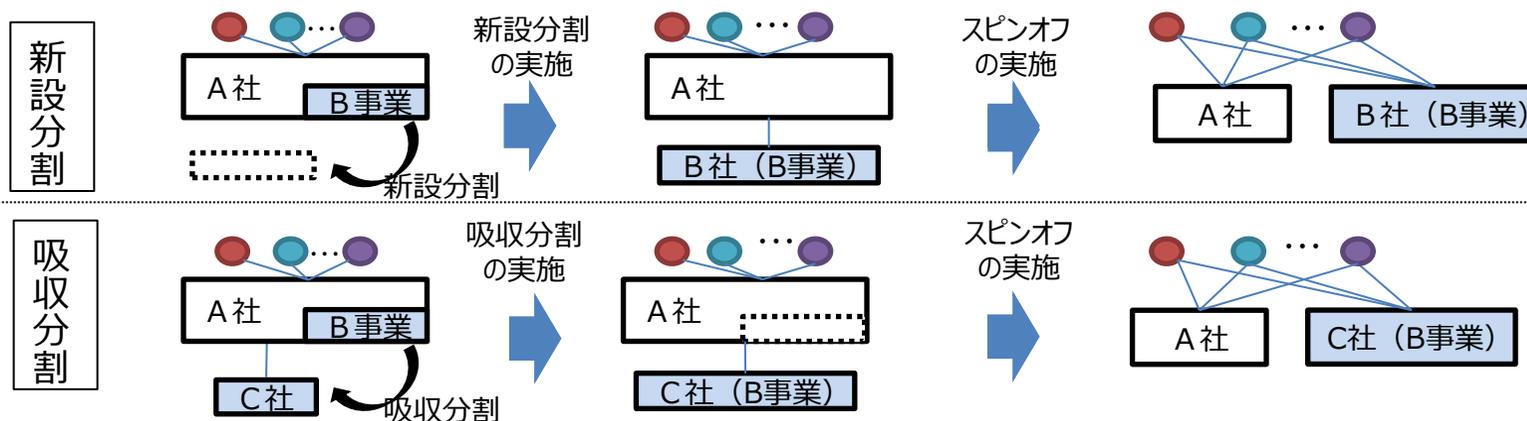
Q27. 特定の事業をスピノフする場合、上場会社としての体制を整えるなどのため、まず単独新設分社型分割により完全子会社を設立し、一定期間経過後に適格株式分配を行った場合の単独新設分社型分割は適格組織再編に該当しますか。

単独新設分社型分割の適格要件の一つに完全支配関係の継続の見込みがあります。この要件について、単独新設分社型分割後に適格株式分配を行うことが見込まれる場合には当該単独新設分社型分割の時から当該適格株式分配の直前の時まで完全支配関係の継続が見込まれればよいこととされています（法人税法施行令第4条の3第6項第1号八）。これは、単独新設分社型分割に代えて単独新設現物出資により完全子会社を設立した場合も同様の取扱いとなります（法人税法施行令第4条の3第13項第1号ロ）。

※単独新設分社型分割後に認定株式分配に係る適格株式分配が行われることが見込まれる場合も同様です。

また、完全支配関係のある法人との間で分社型吸収分割等を行った後に適格株式分配を行うことが見込まれる場合にも、当該分社型分割等の時から当該適格株式分配の直前の時まで完全支配関係の継続が見込まれればよいこととされています（法人税法施行令第4条の3第6項第1号ロ）。

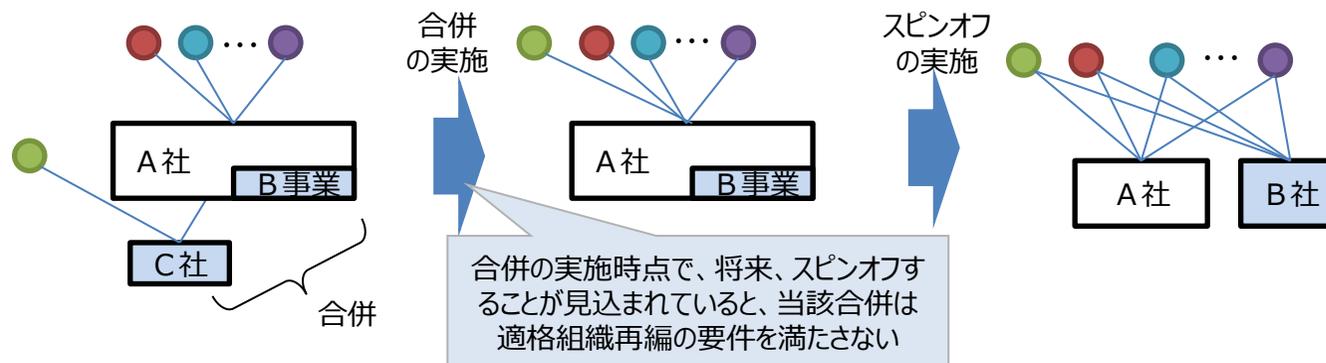
このため、特定の事業をスピノフする場合において、まず事業部門を分社型分割あるいは現物出資することで完全子会社を設立し、又は完全支配関係にある法人同士の事業を統合した上で、一定期間経過後に株式分配を行うことも可能です。



Q & A (税務) ④

Q28. スピンオフを行う前に、独立する会社に自社内の部門や他の完全子会社を統合するための組織再編（合併等）を行った場合、その組織再編は適格組織再編となりますか。

合併、吸収分割等の組織再編（完全支配関係内の組織再編を除きます。）が適格組織再編になるためには、従業員引継要件及び事業継続要件の充足が組織再編時に見込まれることが必要です。そのため、独立する会社に自社内の部門と他の完全子会社を統合するため、合併等の組織再編を行う場合、その時点で将来のスピノフが予定されていると、これらの要件を満たさず適格組織再編には該当しないと考えられます。



Q & A (税務) ⑤

Q29. 適格スピノフ実施後、既存株主（分割法人又は現物分配法人の株主）がスピノフされた会社（分割承継法人又は完全子法人）の株式を継続的に保有することが必要ですか。

税務上、既存株主の継続保有は適格組織再編の要件とされていません。

Q30. 発行済株式の50%超100%未満の株式を保有する株主が存在する法人がスピノフを行う場合も適格組織再編に該当しますか。

他の者による支配関係がない法人が行うスピノフが税制の対象です。

50%超100%未満の株式を保有する株主が存在する法人等、他の者による支配関係がある法人が行うスピノフでは、分割型分割によるいわゆるグループ内再編の場合、適格組織再編に該当する場合がありますが、株式分配については適格組織再編に該当することはありません。

Q31. 適格スピノフされた法人が、スピノフ実施後に他の法人に買収された場合、税務上の扱いに影響が生じますか。

適格スピノフされた法人が、スピノフ後、他の法人の支配を受けることになったとしても、スピノフの時点で他の法人に支配されることが見込まれていなければ、組織再編税制の適格要件の判定に影響しません。

Q & A (税務) ⑥

Q32. スピノフを行う会社が、スピノフ実施後に他の法人に買収され子会社になることが見込まれている場合、税務上の扱いに影響が生じますか。

スピノフを行う会社については、スピノフの直前において他の者との支配関係がないことが要件となっていますが、スピノフ後に他の者による支配関係が生じることが事前に見込まれていたとしても、組織再編税制の適格要件の判定に影響しません。

なお、スピノフされる会社については、スピノフの時点において、スピノフ後に他の者による支配関係があることとなることを見込まれていないことが、適格要件として求められています。

Q33. 対価に関する「株式のみ按分交付要件」を満たす上での注意点は何か。

適格スピノフではスピノフした会社（分割法人又は現物分配法人）の株主の所有する株式数に応じてスピノフされた会社（分割承継法人又は完全子法人）の株式のみが交付されることが必要です。このため、一部の株主のみにスピノフされた会社の株式を交付する場合や、株式に代えて金銭を交付する場合についてはこの要件を満たしません（法人税法第2条第12号の11、第12号の15の3）。

なお、交付する株数に端数が生ずる場合に、その端数に相当する金銭を交付することは認められています（法人税法施行令第139条の3の2第2項、第3項）。

Q34. 株式分配によるスピノフをしようとする際、完全子会社であるかどうかの判定では、第三者（完全子会社の従業員など）が保有しているストックオプションも考慮されますか。

ストックオプションはスピノフの効力発生日までに行使されない限り、完全子会社であるかどうかの判定において保有株式として考慮されません。

Q & A (税務) ⑦

Q35. 株式分配によるスピノフの検討において、第三者（完全子会社の経営陣など）が子法人の株式を一部所有している場合、スピノフを行う会社が当該株式を取得して完全子会社とした後に、スピノフしても適格組織再編に該当しますか。

組織再編税制の適格要件として、スピノフされる法人はスピノフを行う法人の完全子会社である必要がありますが、第三者がスピノフされる法人の株式の一部を所有している場合に、スピノフを行う法人が当該第三者から事前にスピノフされる会社の株式を取得するなどして、完全子会社とした上で、スピノフを行う場合も、適格組織再編に該当します。

Q36. 「株式のみ按分交付要件」の判定について、完全子会社が種類株式を発行している場合の特別な取り扱いがありますか。

完全子会社が複数の種類の株式を発行している場合であっても特別な取り扱いはありません。このため、適格要件を満たすためには、完全子会社が発行しているすべての種類の株式をスピノフした会社（分割法人又は現物分配法人）の株主に按分交付する必要があります。

Q & A (税務) ⑧

Q37 . 役員引継要件 (役員継続要件) とはどのような要件ですか。

分割型分割では、分割法人の役員又は分割事業に係る業務に従事している重要な使用人のうち1名以上が分割承継法人の特定役員となることが見込まれること (法人税法施行令第4条の3第9項第2号) が要件です。

また、株式分配では、完全子法人の特定役員の全てが株式分配に伴い退任するものでないこと、言い換えると、株式分配も1名以上が特定役員として残ること (法人税法施行令第4条の3第16項第2号) が要件です。特定役員全員が残ることは要件とされていません。

なお、完全子法人の特定役員が株式分配に伴い全て退任し、新経営陣が新たに特定役員として選任された場合、従前の特定役員が本部長等の役職 (法人の経営に従事していない) で従業員として在籍するとしても、特定役員に該当しないため、この要件を満たしません。

※特定役員とは、社長、副社長、代表取締役、代表執行役、専務取締役若しくは常務取締役又はこれらに準ずる者で法人の経営に従事している者をいいます (法人税法施行令第4条の3第4項第2号) 。

Q38 . スピンオフされた会社の株式を、スピンオフした会社が一部保有しつづけると組織再編税制の適格要件を満たさないと聞きました。どのような場合に組織再編税制の適格要件を満たさないか、教えてください。

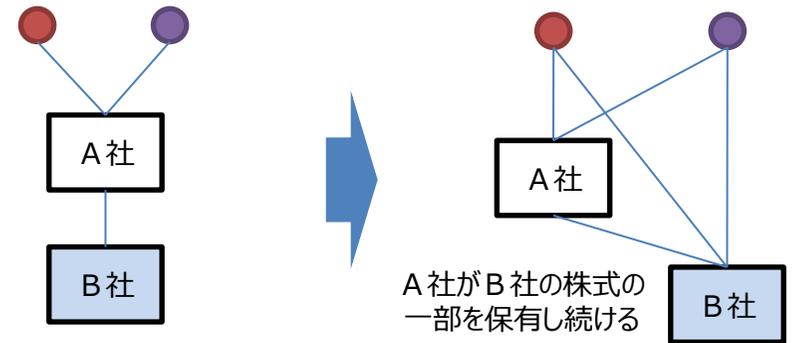
発行済株式の20%以上を持ち続けるケースなど、組織再編税制の適格要件を満たさないスキームとしては、P43～P44のようなものがあります。

(参考) 組織再編の適格要件を満たさないスピノフのスキームの例 (1 / 2)

例 1 : 一部の株式を持ち続けるケース

B社株式の全部を分配することが求められるため、右図の場合は適格組織再編に原則該当しない(ただし、B社株式の80%超を移転させる等の要件を満たす認定株式分配は適格組織再編に該当)。

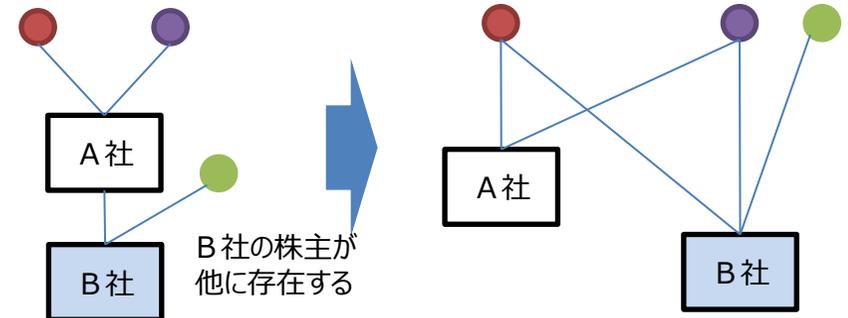
※A社がB社株を株主に分配せず、他者に売却した場合も、この例と同様に適格組織再編に該当しない。



例 2 : 完全支配関係にない子会社のスピノフ

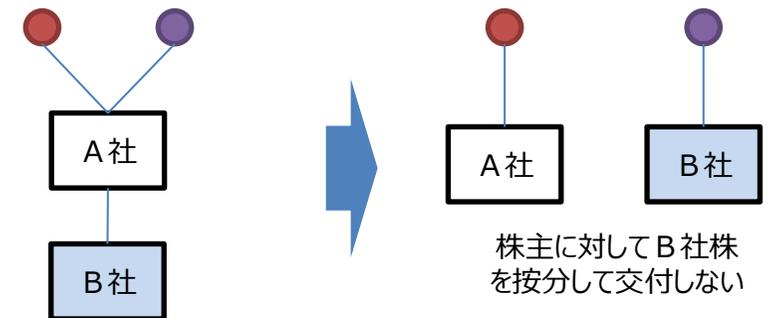
100%所有関係がある子会社株式 (B社株式) の全部を分配することが求められるため、右図の場合は適格組織再編に該当しない。

※スピノフに先立って、A社はB社株式の全部を保有している必要がある。



例 3 : 子会社株式を非按分で分配するスピノフ

株式の持株数に応じた株式の分配が求められるため、右図の場合は適格組織再編に該当しない。

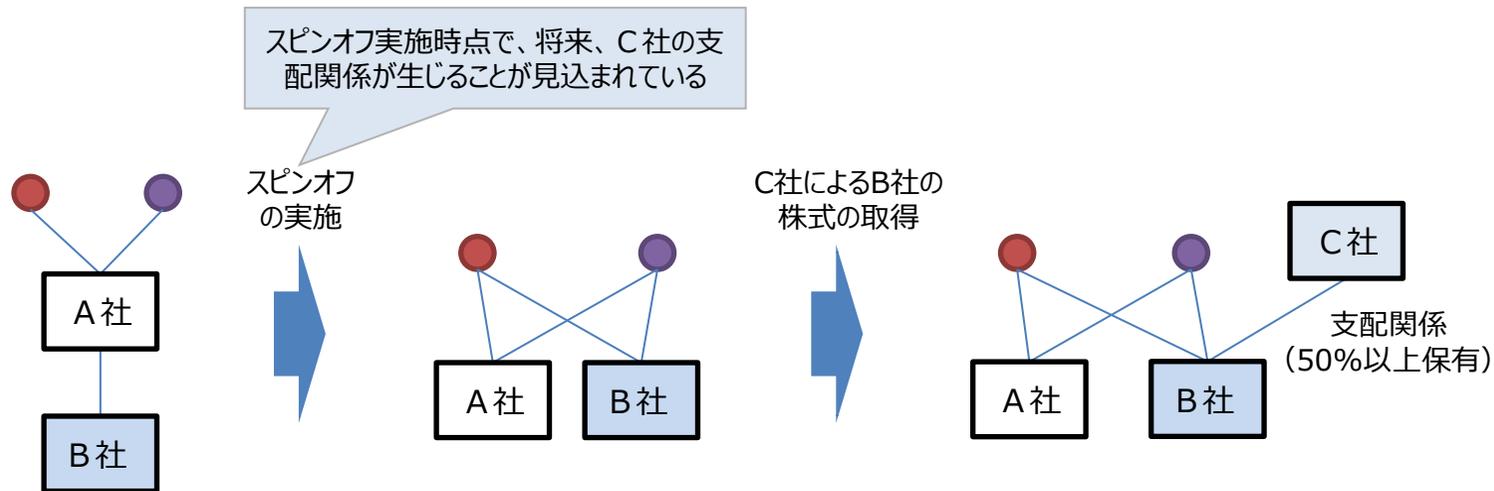


(備考) 上記例 2 及び例 3 はいずれも株式分配によるスピノフのケースであるが、分割型分割によるスピノフの場合も同様。

(参考) 組織再編の適格要件を満たさないスピノフのスキームの例 (2 / 2)

例4 : スピノフされた会社の買収が見込まれているケース

スピノフ実施後、B社が継続して他の者による支配関係があることとなることを見込まれていないことが求められるため、下図の場合は適格組織再編に該当しない。



※ スピノフ実施後においてB社の新株発行等による株式取得を第三者が行うことをスピノフ実施時に計画していることも想定し得る。この場合、当該株式取得の結果としてB社に支配株主が生じない限り、上記のスピノフの実施の場面において、「他の者による支配関係」に係る要件に反することにはならない。

※ なお、A社が、スピノフを行った後で、B社が他の法人の支配を受けることになったとしても、スピノフの時点で他の法人に支配されることが見込まれていなければ、組織再編税制の適格要件の判定には影響を及ぼさない。

Q & A (税務) ⑨

Q39. スピノフの際の分割法人又は現物分配法人（親法人）の株式の帳簿価額はどよう計算しますか。

スピノフの際の分割法人又は現物分配法人の株主における分割法人又は現物分配法人の株式の譲渡については、株式のみ按分交付要件を満たしていれば、譲渡損益を計上せずに帳簿価額を付け替えることとされており（法人税法第61条の2第4項、第8項）、その付け替える金額は、分割型分割、株式分配、それぞれについて、以下の計算式で計算することとされています（法人税法第61条の2第24項、法人税法施行令第119条の3第21項、第24項、第119条の4第1項）。

分割法人株式の帳簿価額の付け替え = (B) - (A)

分割承継法人の株式の帳簿価額 (A) (法人税法施行令第119条第1項第6号)

帳簿価額 (A) = 株主における分割法人株式の分割直前の帳簿価額 (B) × 純資産移転割合

純資産移転割合(※) = $\frac{\text{スピノフ直前の移転資産の帳簿価額から移転負債の帳簿価額を控除した金額}}{\text{分割法人の分割型分割の日の属する事業年度の前事業年度終了の時の簿価純資産価額}}$

(※) 法人税法施行令第23条第1項第2号、同令第119条の8第1項

現物分配法人株式の帳簿価額の付け替え = (B) - (A)

株式分配に係る完全子法人の株式の帳簿価額 (A) (法人税法施行令第119条第1項第8号)

帳簿価額 (A) = 株主における株式分配に係る現物分配法人株式の当該株式分配の直前の帳簿価額 (B) × 分配資産割合

分配資産割合(※1) = $\frac{\text{スピノフ直前の現物分配法人における完全子法人株式の帳簿価額に相当する金額(※2)}}{\text{現物分配法人の株式分配の日の属する事業年度の前事業年度終了の時の簿価純資産価額}}$

(※1) 法人税法施行令第23条第1項第3号、同令第119条の8の2第1項

(※2) 認定株式分配の場合は、上記「現物分配法人における完全子法人株式の帳簿価額に相当する金額」にパーシャルスピノフにより交付する株式の割合を乗ずることとなる（租税特別措置法施行令第39条の34の第2項）

(参考) 「現物分配法人」とは、現物分配によりその有する資産の移転を行った法人であり、株式分配によるスピノフの際のいわゆる「親法人」である。

※グループ通算制度適用会社においては、P46 Q40を参照ください。

Q & A (税務) ⑩

Q40. グループ通算制度適用会社によるスピノフの際の分割法人又は現物分配法人（親法人）の株式の帳簿価額はどよう計算しますか。

令和7年度税制改正により、Q39の計算式において、グループ通算制度適用会社が行うスピノフにおける純資産移転割合及び分配資産割合の計算方法は以下のとおり定められました。

純資産移転割合（法人税法施行令第23条第1項第2号及び第2項）

移転資産の帳簿価額（※1）から
移転負債の帳簿価額を控除した金額

÷

分割法人の分割型分割の日の属する事業年度の
前事業年度終了の時の簿価純資産価額±簿価
修正相当額（※5）

分配資産割合（法人税法施行令第23条第1項第3号及び第2項）

現物分配法人における調整対象通算法人（※2）の株式
の修正帳簿価額（※3）（修正前帳簿価額（※4）±簿
価修正相当額（※5））

÷

現物分配法人の株式分配の日の属する事業年度の
前事業年度終了の時の簿価純資産価額±簿価修正
相当額（※5）

（※1）移転資産に含まれる調整対象通算法人（※2）の株式については、当該株式の修正帳簿価額（※3）を分割法人が分割型分割の直前に有していた当該調整対象通算法人の株式の数で除し、これに分割型分割により分割法人から分割承継法人に移転をした当該調整対象通算法人の株式の数に乗じて計算した金額。（法人税法施行令第23条第2項第1号イ）

（※2）分割型分割又は株式分配に基因して通算グループから離脱する法人。（法人税法施行令第23条第2項第1号）

（※3）調整対象通算法人の株式の修正前帳簿価額（※4）について、前事業年度終了の時（前期期末時）において当該調整対象通算法人の有する資産の帳簿価額の合計額・負債の帳簿価額の合計額を当該調整対象通算法人が通算承認の効力を失った日の前日において有する資産の帳簿価額の合計額・負債の帳簿価額の合計額とみなして投資簿価修正の規定を適用（加減算）した場合の金額。（法人税法施行令第23条第2項第3号）

（※4）修正前帳簿価額とは、調整対象通算法人について分割型分割又は株式分配に基因して通算終了事由が生じた場合における当該調整対象通算法人の株式を有していた法人の当該株式の投資簿価修正前の帳簿価額をいう。（法人税法施行令第23条第2項第2号）

（※5）簿価修正相当額とは、「修正前帳簿価額 < 修正帳簿価額」のときにおけるその満たない部分の金額（簿価純資産不足額）、「修正前帳簿価額 > 修正帳簿価額」のときにおけるその超える部分の金額（簿価純資産超過額）をいう。（法人税法施行令第23条第1項第2号、第3号、第2項）

（注）当該調整対象通算法人が有する他の調整対象通算法人の株式の修正前帳簿価額と修正帳簿価額に相当する金額との差額（当該他の調整通算法人の株式についての簿価修正相当額）等も考慮される。（法人税法施行令第23条第2項第3号）

Q41. 適格株式分配の分配原資の違いにより税務上の取扱いはどう変わりますか。

剰余金の分配可能額の範囲内であれば、スピノフしようとする完全子会社の資本金を減少して生み出した資本剰余金を原資として株式分配を行うことが可能です。

税務上は、適格株式分配の場合には、現物分配法人の適格株式分配の直前のその適格株式分配によりその株主等に交付した完全子法人株式の帳簿価額に相当する金額（※）を、資本金等の額から減算し、利益積立金額は減算しないこととされており、分配原資の違いにより税務上の取扱いに変わりはありません（法人税法施行令第8条第1項第16号、第9条第8号）。

（※）認定株式分配の場合は、上記「現物分配法人の適格株式分配の直前のその適格株式分配によりその株主等に交付した完全子法人株式の帳簿価額に相当する金額」にパーシャルスピノフにより交付する株式の割合を乗ずることとなる（租税特別措置法施行令第39条の34の2第2項）。

Q & A (税務) ⑫

Q42. 適格スピノフに際し株主に交付される対価が持株数に応じて株式のみ交付される場合、居住者の株主（分割法人又は現物分配法人の株主）における分割法人又は現物分配法人の株式の譲渡は、簿価譲渡となりますが、非居住者の株主について取扱いが異なる点がありますか。

以下の場合を除き、居住者の株主と同様の取扱いとなります。

①非居住者の株主が恒久的施設を有さず、事業譲渡類似の株式の譲渡により生ずる国内源泉所得（所得税法施行令第281条第1項4号ロ、第6項、第7項第1号及び第2号）に該当する場合

譲渡益に対して課税されます（租税特別措置法第37条の12第2項、第4項）。

②外国子法人株式のみが非居住者の株主の持株数に応じて交付される場合

譲渡益（国内源泉所得に該当するものに限る）に対して課税されます（租税特別措置法第37条の14の3第2項、第3項、第8項）。ただし、恒久的施設においてスピノフを行う法人の株式を管理する場合は対象外です（租税特別措置法第37条の14の3第5項）。

※株主である非居住者が居住する国によっては、租税条約により取扱いが異なる場合があります。

Q & A (税務) ⑬

Q43. パーシャルスピノフ税制の適用を受けようとする場合、産業競争力強化法に基づく事業再編計画の認定申請はどのように行えばいいですか。

パーシャルスピノフ税制の適用を受けるためには、租税特別措置法の要件として、産業競争力強化法に基づき、スピノフされる会社（完全子法人）の事業の成長発展が見込まれるものとしての事業再編計画の認定を受ける必要があります。

当該認定を受ける場合、通常の事業再編計画の認定要件に加えて、スピノフされる会社の主要な事業における事業活動が新事業活動であること、スピノフされる会社から当該会社の役員にストックオプションが交付されていることなどの要件を満たす必要があります。具体的な認定要件や必要となる添付書類等は事業再編計画認定に関するホームページの「よくある御質問」に掲載しておりますので、ご参照ください。

なお、事業再編計画の認定は、事業を所管している省庁が行うこととなりますが、事前相談から認定までに3ヶ月程度要することもありますので、特例の活用を検討している場合には、余裕を持って事業を所管している省庁の担当窓口にご相談ください。

<事業再編計画認定に関するHP>

https://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/saihen_2.html

Q44. パーシャルスピノフ税制の適用を受けるために、事業再編計画の認定はいつまでに受ける必要がありますか。また、その期限までの間にパーシャルスピノフを実施しない場合も、税制の対象になりますか。

事業再編計画の認定は令和5年4月1日から令和10年3月31日までに受ける必要があります。

上記期間内に認定を受ければ、スピノフの実施が令和10年4月1日以降であったとしても、パーシャルスピノフ税制の適用の対象となります。

Q & A (税務) ⑭

Q45. 分割型分割によるスピノフの場合もパーシャルスピノフ税制の適用の対象になりますか。

分割型分割によるスピノフはパーシャルスピノフ税制の対象外であり、完全子会社を切り出すもののみが対象です。

Q46. 事業再編計画の認定を受けてパーシャルスピノフ税制の適用される場合も、他の会社法特例も活用することが可能ですか。

事業再編計画の認定を受ければ、パーシャルスピノフ税制の適用に加えて、会社法の特例（株主総会手続きの負担軽減や、取締役等が負う欠損填補責任の立証責任の転換等）を活用することも可能です。

(※) 産競法に基づく告示「事業再編の実施に関する指針」六ホ参照

Q & A (税務 - パーシャルスピノフ税制-) ⑮

Q47. パーシャルスピノフ税制の適用を含む認定事業再編計画について、パーシャルスピノフの実施時期が後ろ倒しになりましたが、変更の手続きが必要ですか。

事業再編計画では組織再編行為を計画開始と揃えることとしているため、計画が後ろ倒しになることで十分な計画期間を確保できず、計画を達成できないおそれがあります。変更の手続きが必要となる可能性がありますので、事業を所管している省庁にご相談ください。

Q48. 事業再編計画における「関係事業者等の主要な事業における事業活動が新事業活動であること」という認定要件について、「主要な事業」とは何ですか。

主要な事業かどうかは、一義的には収入金額の多寡で判定すべきものであるとも考えられますが、業種・業態によっては収入金額は少なくとも多額な損益が生じる事業もあり得ますし、また、多数の従業者を抱える事業や装置産業のように大規模な製造設備を有する事業が主要な事業に該当する場合もあるものと考えられます。このため、これらの状況を総合的に勘案して主要な事業に当たるかどうか判定することとなります。

Q49. 事業再編計画における「完全子法人の主要な事業における事業活動が新事業活動であること」という認定要件について、「新事業活動」とは何ですか。

新商品の開発又は生産、新たな役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動をいいます。

Q & A (税務 - パーシャルスピノフ税制-) ①6

Q50. 事業再編計画における「関係事業者等の主要な事業における事業活動が新事業活動であること」という認定要件について、申請書類には具体的にどのような内容を記載すればよいでしょうか。

「関係事業者等の主要な事業における事業活動が新事業活動であること」とは、スピノフされる会社の主要な事業における事業活動が、スタートアップ性のある（新規性のある）事業活動であることを指します。

具体的には、事業再編計画の申請書類（様式第19別表11）において、以下が必要です。

- ・「新事業活動」について、当該事業活動の具体的な内容並びに開始した時期及びその背景を記載するとともに、何と比較して、どの程度、どのような新規性があるかを具体的に記載すること
- ・新事業活動が「主要な事業における事業活動」であるかどうかについては、対象事業に属する収入金額若しくは損益の状況、従業員の数又は固定資産の状況等を総合的に勘案して、定量的に記載すること

Q51. 事業再編計画の認定申請の際に、パーシャルスピノフ税制の適用を受けるために必要となる添付書類はどのようなものでしょうか。

Q26に記載している、パーシャルスピノフ税制の適用を受けるための認定要件(2)(i)～(iii)を満たすことを証するものとして、例えば、以下のような書類を提出する必要があります。

(i)関係（ストックオプションの付与）

- ・関係事業者等の特定役員に対して、新株予約権を付与することを決議した際の株主総会又は取締役会の議事録
- ・事業者が実施する任意の適時開示であり、その子会社である関係事業者等が、特定役員に対する新株予約権の付与を株主総会に付議する旨を取締役会において決議したことを示すもの 等

(ii)関係（主要な事業の開始日）

- ・主要な事業が定款に記載されている場合は、定款に記載した日を証する書類（株主総会の議事録）
- ・取締役会で事業の開始を決定した際の議事録 等

(iii)関係（事業の成長発展見込） P53 Q52参照

Q & A (税務 - パーシャルスピノフ税制-) ⑰

Q52. 「関係事業者等の主要な事業の成長発展が見込まれるものであることにつき、金融商品取引業者が確認していること」の要件について、事業再編計画の認定申請に当たって具体的にどのような添付書類を作成すればよいでしょうか。また、確認は誰に受ければよいでしょうか。

申請者において、主要な事業の成長発展が見込まれることについて、以下内容を説明する資料を作成し、証券会社の確認を受けた上で、事業再編計画の認定申請の際の添付書類として提出してください。

- 高い成長可能性の評価の対象とした事業（以下「成長事業」といいます。）の内容（ビジネスモデル（事業の内容、事業の収益構造）、市場環境（市場規模、競合環境）、競争力の源泉（経営資源・競争優位性）、リスク情報（認識するリスク、リスク対応策）等）及び選定理由について
- 経営上重視している、成長戦略の進捗を示す重要な経営指標及び当該指標を採用した理由、当該指標の最近3年間程度の実績値・具体的な目標値について
- 成長事業が高い成長可能性を有すると判断した根拠について
- 事業計画の内容及び前提条件
- 事業計画が合理的に作成されているとの判断に至ったポイント
- （策定している場合には）利益計画及び前提条件

資料作成にあたっては、東京証券取引所が公表している新規上場ガイドブック（グロース市場編）の2. 高い成長可能性に係る事項に記載されている項目もご参照ください。

<https://www.jpx.co.jp/equities/listing-on-tse/new/guide-new/02.html>

Q53. パーシャルスピノフ税制の適用を受けるための事業再編計画の認定申請に際して提出した添付書類は公表されますか。

添付書類は公表されませんが、「事業の成長発展が見込まれる要件」(1)の対象事業、(2)(i)～(iii)のうちどの要件を満たして認定を受けたかについては公表の対象となります。

Q & A (会計) ①

Q54. スピンオフ元の会社の会計処理はどのようになりますか。

【単独新設分割型分割の場合】

単独新設分割型分割は、①会社分割（分社型分割）と、②これにより受け取った新設分割設立会社の株式の分配、という2つの取引と考えられます。

①会社分割（分社型分割）の会計処理

分割会社が会社分割により取得する新設分割設立会社の株式の取得原価は、移転事業に係る株主資本相当額に基づいて算定するため、当該会社分割により移転損益は生じません。なお、子会社株式の取得原価の算定にあたっては、移転事業に係る株主資本相当額から移転事業に係る繰延税金資産及び繰延税金負債を控除することに留意する必要があります。

②株式の分配の会計処理

分割会社は、受け取った新設分割設立会社の株式の取得原価により株主資本を変動させます。なお、変動させる株主資本の内訳は、取締役会等の会社の意思決定機関において定められた額となります。

（事業分離等に関する会計基準 第63項

企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針 第263項、第233項、第226項

自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針 第10項）

【完全子会社の株式分配の場合】

保有する子会社の株式のすべてを株式数に応じて比例的に配当した場合、配当の効力発生日における配当財産の適正な帳簿価額をもって、その他資本剰余金又はその他利益剰余金（繰越利益剰余金）を減額させます。一方、比例的に配当しない場合、会計基準※では、配当財産の時価をもって、その他資本剰余金又はその他利益剰余金（繰越利益剰余金）を減額することとなります。

なお、スピンオフを実施する会社に20%未満の持分を残すスピンオフ（認定株式分配）についても、子会社の株式を株式数に応じて比例的にスピンオフを実施する会社の株主に配当し子会社株式に該当しなくなった場合、スピンオフ同様に帳簿価格で減額する取扱いとなりました。

（※自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針 第10項）

Q & A (会計) ②

Q55. スピンオフ元の会社の法人株主の会計処理はどのようになりますか。

【単独新設分割型分割の場合】

受け取る新設分割設立会社の株式と、これまで保有していた分割会社の株式とが実質的に引き換えられたものとみなして会計処理します。

投資が継続しているとみなされる場合には交換損益を認識せず、新設分割設立会社の株式の取得原価は、分割直前の分割会社の株式の適正な帳簿価額のうち、合理的に按分する方法によって算定した引き換えられたものとみなされる部分の価額とします。合理的に按分する方法には、(1)関連する時価の比率で按分する方法、(2)時価総額の比率で按分する方法、(3)関連する帳簿価額の比率で按分する方法、が考えられます。

例えば(3)の方法では、分割された移転事業に係る株主資本相当額の適正な帳簿価額と分割直前の分割会社の株主資本の適正な帳簿価額との比率により、分割会社の株式の適正な帳簿価額を按分することとなります。

(事業分離等に関する会計基準 第49項、第50項、第141項
企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針 第294項、第295項)

【完全子会社の株式分配の場合】

交換等の一般的な会計処理の考え方に準じて、これまで保有していた株式が実質的に引き換えられたものとみなして会計処理します。

投資が継続しているとみなされる場合には交換損益を認識せず、スピンオフされた会社の株式の取得原価は、分配を受ける直前のスピンオフ元会社の株式の適正な帳簿価額のうち、合理的に按分する方法によって算定した引き換えられたものとみなされる部分の価額とします。合理的に按分する方法には、【単独新設分割型分割の場合】と同様の方法が考えられます。

(事業分離等に関する会計基準 第52項、第143項
企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針 第297項)

Q & A (会計) ③

Q56. スピンオフされた会社の会計処理はどのようになりますか。

【単独新設分割型分割の場合】

新設分割設立会社が分割会社から受け入れる資産及び負債は、分割期日の前日に付された分割会社における適正な帳簿価額により計上します。

増加すべき株主資本については、移転事業に係る評価・換算差額等を引き継ぐとともに、移転事業に係る株主資本相当額は払込資本（資本金又は資本剰余金）として計上します。増加すべき払込資本の内訳項目（資本金、資本準備金又はその他資本剰余金）は会社法の規定に基づき決定します。

ただし、受け入れた資産及び負債の対価として新設分割設立会社の株式のみを交付している場合には、分割会社で計上されていた株主資本の内訳を適切に配分した額をもって計上することができ、この場合、株主資本の内訳の配分額は分割会社が減少させた株主資本の内訳の額と一致させます。

（企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針 第227項、第264項、第234項）

【完全子会社の株式分配の場合】

スピンオフされた会社の株主に変更が生じるのみで、スピンオフされた会社における会計処理は不要です。

(参考1) 組織再編成税制の概要

(参考) 組織再編成税制の基本的な考え方

- 平成13年度税制改正により、組織再編成税制が創設された。
- 組織再編により資産移転や株主変更があるため、課税が発生するのが原則（非適格組織再編）。
- 組織再編により資産を移転する前後で経済実態に実質的な変更が無い（移転する資産の譲渡損益については、移転資産に対する支配が継続していると認められる場合に、また、株主の旧株の譲渡損益については株主の投資が継続していると認められる場合）と考えられる場合には、例外的に課税関係を継続させることができる（適格組織再編）。

組織再編成税制における課税

原則	非適格組織再編（通常の売買と同じく譲渡損益が発生）
例外	適格組織再編（経済的な実態に変化がない場合、簿価移転）

	資産移転法人 (合併なら消える側)	資産取得法人 (合併なら残る側)	株主
【原則】 非適格組織再編	譲渡損益を認識	時価による取得	みなし配当あり 株式譲渡損益を認識（※）
【特例】 適格組織再編	譲渡損益の繰延べ	簿価による引継ぎ	みなし配当なし 株式譲渡損益なし

（※）金銭等の交付がなければ株式譲渡損益なし

(参考) 適格組織再編の類型と各々の適格要件のポイント

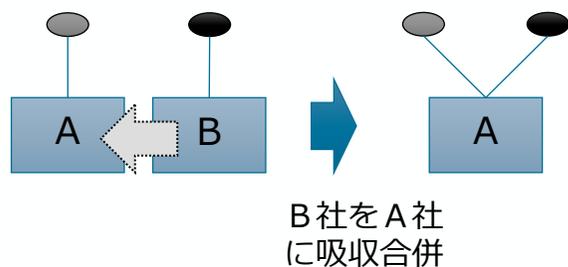
- 適格組織再編は大きく、「完全支配関係内組織再編」、「支配関係内組織再編」、「共同事業再編」、「事業分離（スピノフ）」の4類型。類型ごとに適格となるための要件が異なる。

(1)完全支配関係内組織再編 (100%)	(2)支配関係内組織再編 (50%超100%未満)	(3)共同事業再編 (50%以下)	(4)事業分離（スピノフ） (分割型分割、株式分配)
【株式のみ交付】 株式（又は完全親会社株式）のみが交付されること。	【株式のみ交付要件】	【株式のみ交付要件】	【株式のみ按分交付要件】 株式のみが持株数に応じて交付されること。
【完全支配関係継続】 完全支配関係の継続が見込まれること。	【支配関係継続要件】 支配関係の継続が見込まれること。		【非支配継続要件】 他の者による支配関係がないことの継続が見込まれること。
	【主要資産等引継要件】 事業に係る主要な資産・負債が移転されること。	【主要資産等引継要件】	【主要資産等引継要件】
	【従業者引継要件】 再編直前の従業者の概ね80%以上が移転後も業務に従事することが見込まれること。	【従業者引継要件】	【従業者引継要件】
	【事業継続要件】 移転対象の主要な事業が再編後引き続き営まれることが見込まれること。	【事業継続要件】	【事業継続要件】
		【事業関連性要件】 再編会社それぞれの主要な事業が相互に関連すること。	
		【①規模要件】 OR【②役員継続要件】 ① 再編対象の事業同士の規模（売上高、従業者数、資本金）が、概ね5倍を超えないこと。 ② 対象会社それぞれ1名以上の役員が特定役員になることが見込まれること。	【役員引継要件】 (【役員継続要件】) 分割型分割では1名以上の役員が承継法人の特定役員になることが見込まれること。（分割事業に従事する重要な使用人が特定役員になることも可） 株式分配では完全子法人の特定役員全てが株式分配に伴い退任するものでないこと。 ※特定役員（常務以上の役員）
		【株式継続保有要件】 一定の株主の再編により交付を受けた全株式の継続保有が見込まれること。	

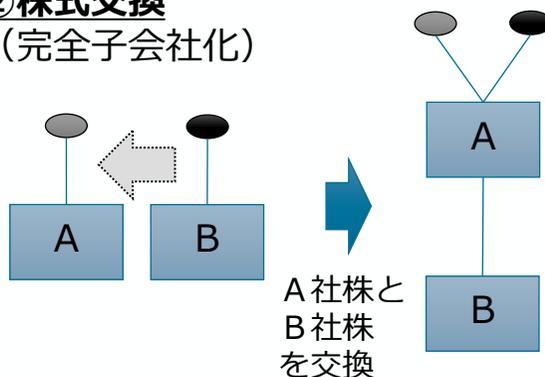
(参考) 法人税法上の組織再編成税制の対象となる組織再編行為①

- 法人税法上の組織再編成税制において対象となる組織再編行為は次の10種類。商法・会社法改正への対応等により対象範囲は平成13年の税制創設時より拡大。

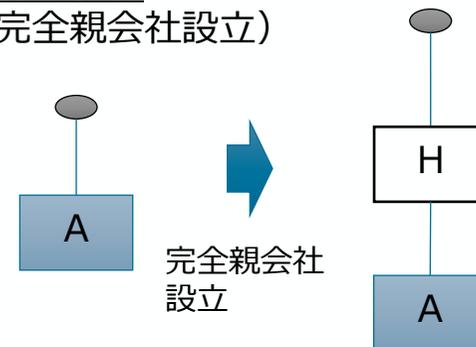
①合併



②株式交換 (完全子会社化)

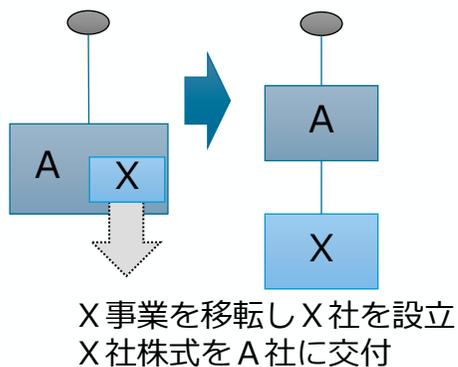


③株式移転 (完全親会社設立)

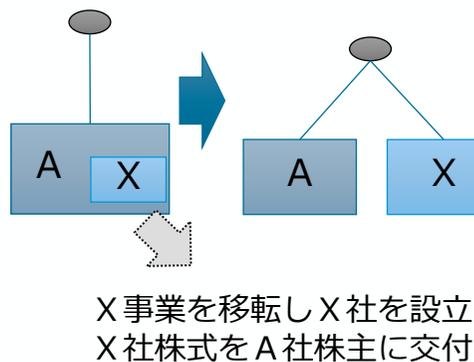


④会社分割

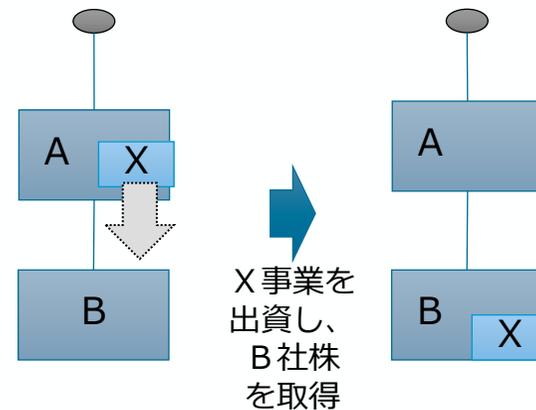
・分社型分割



・分割型分割



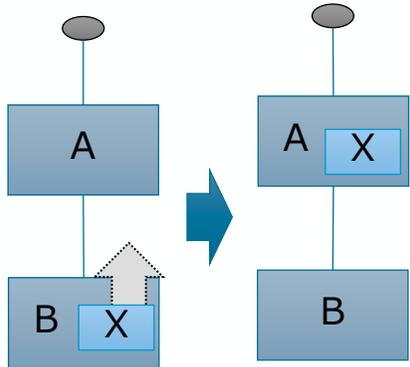
⑤現物出資



(参考) 法人税法上の組織再編成税制の対象となる組織再編行為②

⑥ 現物分配

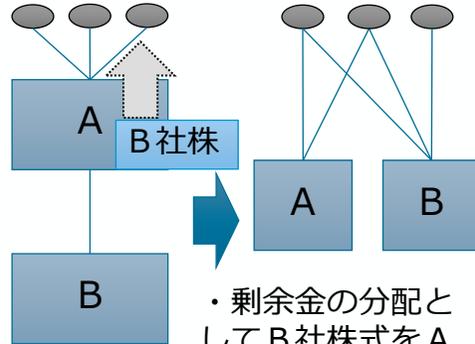
- 完全親会社への分配



剰余金の分配としてX資産をAに分配

⑦ 株式分配

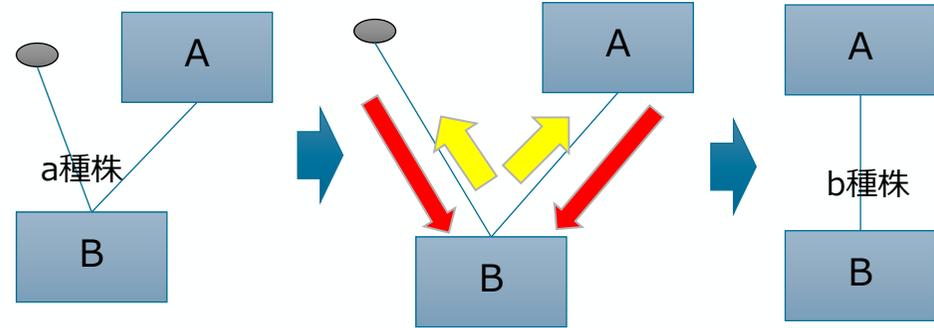
- 独立会社による完全子会社株式の株主への分配



・剰余金の分配としてB社株式をA社株主に分配

⑧ 全部取得条項付種類株式の取得

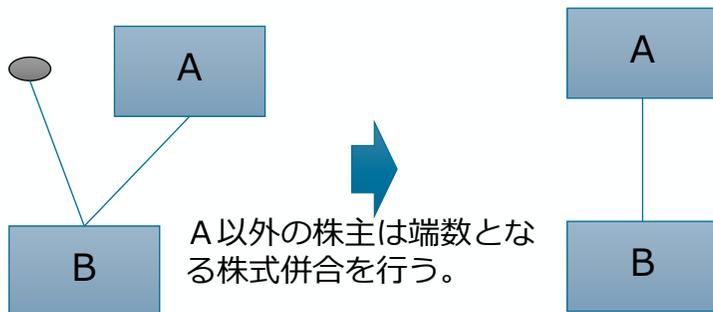
- (BがAグループに完全子会社化される場合のみ)



a種株を取得し、b種株を交付
(一般株主には端数相当の金銭を交付)

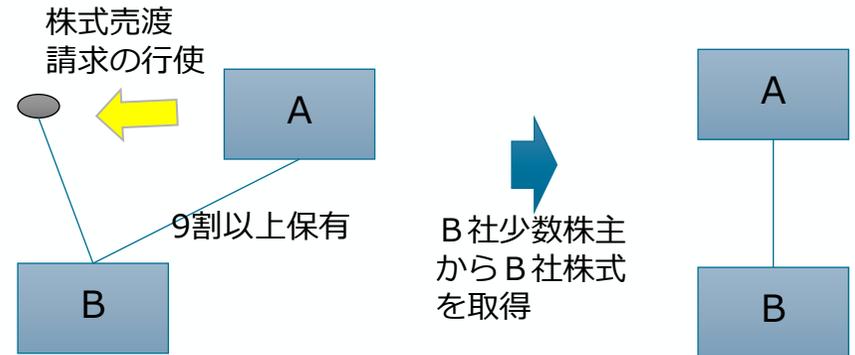
⑨ 株式併合

- (BがAグループに完全子会社化される場合のみ)



A以外の株主は端数となる株式併合を行う。

⑩ 株式売渡請求



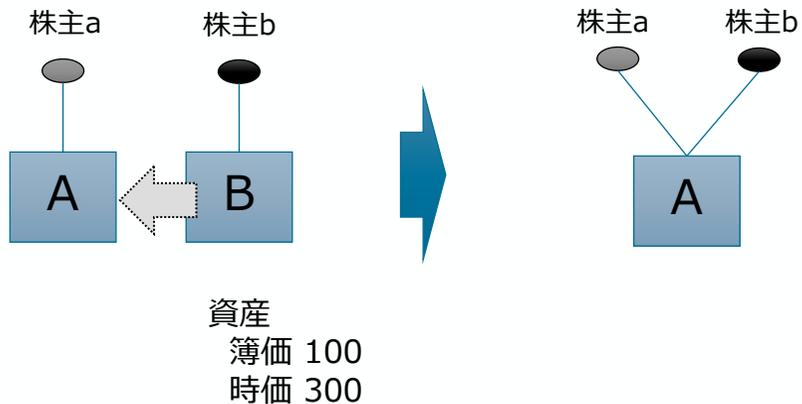
9割以上保有

B社少数株主からB社株式を取得

組織再編を行う法人での税務処理の例

- 組織再編を行う法人では、適格と非適格で、それぞれ以下のような取扱いになる。

例：合併



①非適格の場合

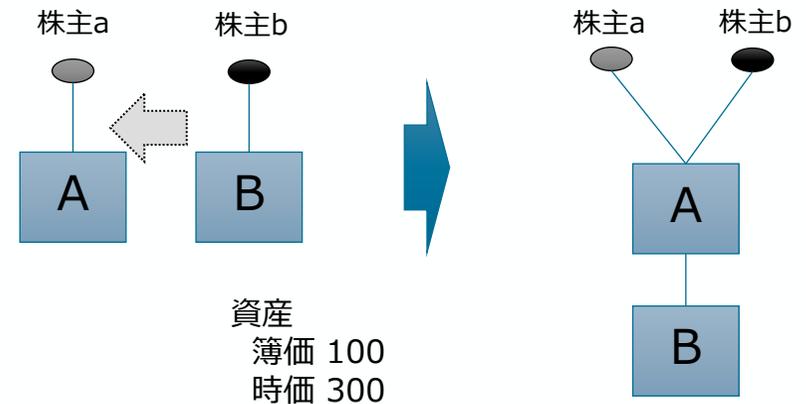
B社

「時価 300」-「簿価 100」=「資産譲渡益 200」

②適格の場合

簿価で移転するため、譲渡損益なし

例：株式交換



①非適格の場合

B社

「時価 300」-「簿価 100」=「資産評価益 200」

②適格の場合

時価評価課税しない

組織再編を行う際の株主課税

- 株主の課税は、①対価要件、②適格要件のそれぞれで判定。

①対価要件

要件：株式（又は完全親会社株式）のみが再編の対価として交付されること。

要件を満たす場合 ⇒ 株式譲渡損益は生じない（再編前の帳簿価格で引き継ぐ）。

要件を満たさない場合 ⇒ 株式譲渡損益が生ずる（時価での譲渡になる）。

②適格要件（合併、分割型分割のみ対象）

要件：法人段階での資産に対する課税の要件。

要件を満たす場合 ⇒ 課税関係は生じない。

要件を満たさない場合 ⇒ みなし配当課税が生ずる。

（参考）みなし配当

交付された金銭等の額が当該金銭等を交付した法人の資本金等の額のうち交付の起因となったその法人の株式に対応する金額を超えるとき、その超過額は配当とみなされる。

*計算方法

$$A - B/C \times D$$

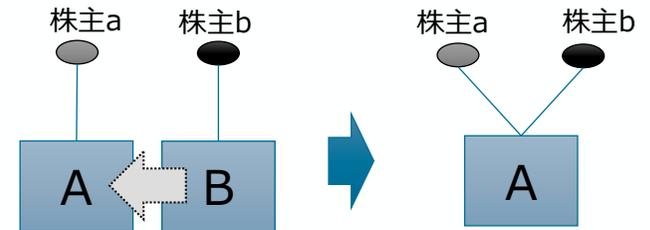
A: 交付を受けた金銭等の額

B: みなし配当が生ずる事由が発生する直前の資本金等の額

C: みなし配当が生ずる事由が発生する直前の発行済株式等の額

D: みなし配当が生ずる事由が発生する直前に交付を受けた者が有していた株式数

合併の場合



【事例1：適格合併（株のみ交付）】

株主bにおいて、譲渡損益、みなし配当は生じない。

【事例2：非適格合併、金銭交付】

株主bにおいて、譲渡損益、みなし配当の両方が生ずる。

【事例3：非適格合併、株のみ交付】

株主bにおいて、譲渡損益は生じない。みなし配当のみが生ずる。

(参考2) 産業競争力強化法 (スピンオフに関する会社法特例)

産業競争力強化法におけるスピノフに関する会社法特例①

- 産業競争力強化法の認定事業再編計画に基づき、スピノフを行うための株式の現物配当を行う場合の手続的負担を軽減している（産競法31条1項の会社法の読替規定）。

適格組織再編	会社分割のための会社法上の手続	現物配当のための会社法上の手続
①特定の事業のスピノフの場合	スピノフされる資産が一定規模を超えない場合には、「簡易分割」として株主総会決議を省略することが可能（※）	会社法上、現物配当に該当するため、原則として株主総会の特別決議が必要
②完全子会社のスピノフの場合	（会社分割を伴わないためそもそも不要）	同上

（※）会社分割によりスピノフされる会社に承継させる資産の帳簿価額の合計額が会社分割を行う会社の総資産額の5分の1（これを下回る割合を定款で定めたときはその割合）を超えない場合、株主総会決議を省略可能。

会社法特例による手続負担の軽減（※）

金銭配当を取締役会で
随時決定できる会社

会社法上
株主総会**特別**
決議が必要



会社法特例により
取締役会決議で
実施可能

その他の会社

会社法上
株主総会**特別**
決議が必要



会社法特例により
株主総会**普通決議**で
実施可能

（※）スピノフする対象の会社の株式が、スピノフの効力発生日又はその前後で遅滞なく上場予定であること等一定の要件が課せられている（産競法に基づく告示「事業再編の実施に関する指針」の六ホ参照）。

(参考) 現物配当の手続簡素化に関する特例の詳細

- 会社法309条において現物配当によるスピノフは株主総会の特別決議が必要であるところ、産競法の認定を受けた場合は、特例として、普通決議で決議可能となる（下記①）。
- 会社法459条において取締役会で金銭配当を随時決定できるよう定款で定めることが可能とされており、この定款の定めを置いている会社が産競法の認定を受けた場合は、特例として、スピノフを行う際の子会社等の株式の現物配当の決定についても取締役会決議で実施可能となる（下記②）。

産業競争力強化法 3 1 条 1 項の規定による会社法の読み替え（一部抜粋）

（太線部分が読替部分）

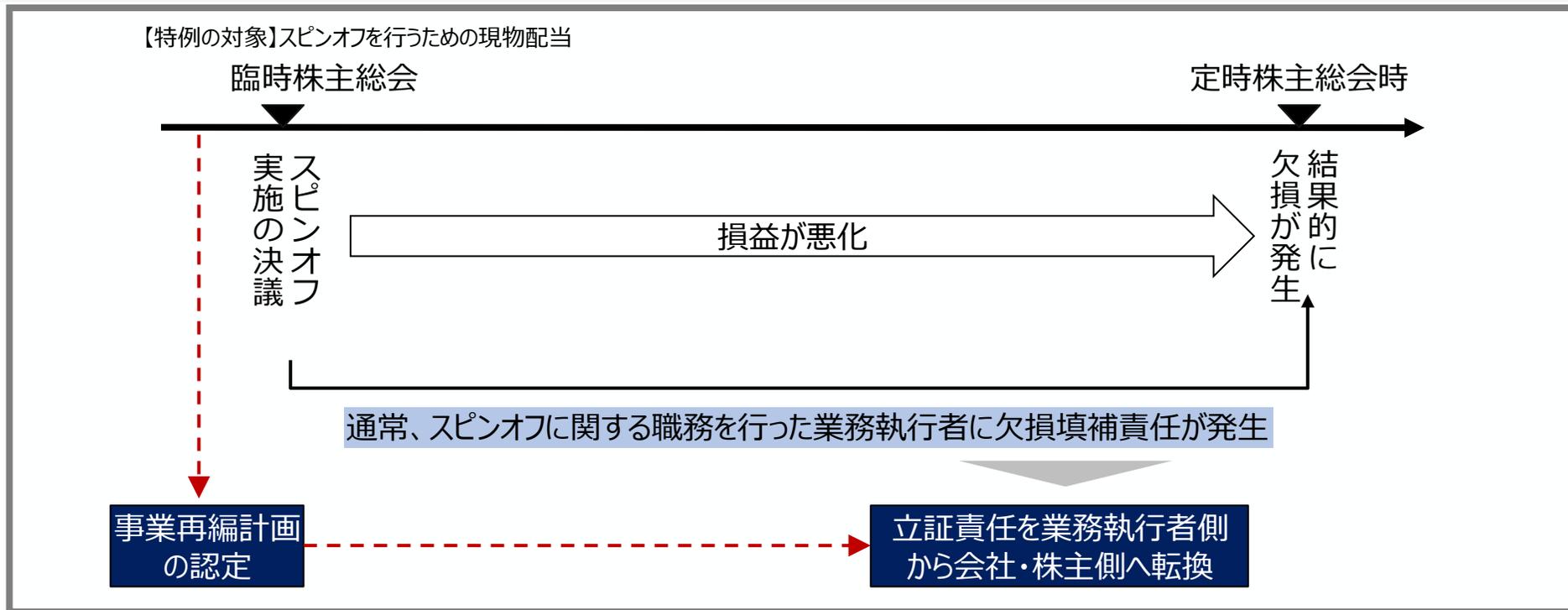
読 替 後	読 替 前
<p>（株主総会の決議） 第三百九条（略） 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる株主総会の決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数（略）を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の三分の二（略）以上に当たる多数をもって行わなければならない。この場合においては、当該決議の要件に加えて、一定の数以上の株主の賛成を要する旨その他の要件を定款で定めることを妨げない。 一～九（略） 十 第四百五十四条第四項の株主総会（<u>特定剰余金配当（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第三十二条第一項に規定する特定剰余金配当をいう。第四百五十九条第一項第四号において同じ。）をする場合を除く。</u>） 十一～十二（略）</p> <p>（剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め） 第四百五十九条 産業競争力強化法第二十四条第一項に規定する認定事業再編事業者である会計監査人設置会社（略）は、次に掲げる事項を取締役会（略）が定めることができる旨を定款で定めることができる。 一～三（略） 四 <u>特定剰余金配当に係る第四百五十四条第一項各号及び同条第四項各号に掲げる事項</u></p> <p>（株主の権利の制限） 第四百六十条 前条第一項の規定による定款の定めがある場合には、株式会社は、<u>同項各号に掲げる事項（産業競争力強化法第三十一条第一項の規定により読み替えて適用する前条第一項第四号に掲げる事項を除く。）</u>を株主総会の決議によっては定めない旨を定款で定めることができる。</p>	<p>（株主総会の決議） 第三百九条（略） 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる株主総会の決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数（略）を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の三分の二（略）以上に当たる多数をもって行わなければならない。この場合においては、当該決議の要件に加えて、一定の数以上の株主の賛成を要する旨その他の要件を定款で定めることを妨げない。 一～九（略） 十 第四百五十四条第四項の株主総会（<u>配当財産が金銭以外の財産であり、かつ、株主に対して同項第一号に規定する金銭分配請求権を与えないこととする場合に限る。</u>） 十一～十二（略）</p> <p>（剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め） 第四百五十九条 会計監査人設置会社（略）は、次に掲げる事項を取締役会（略）が定めることができる旨を定款で定めることができる。 一～三（略） 四 第四百五十四条第一項各号及び同条第四項各号に掲げる事項。ただし、<u>配当財産が金銭以外の財産であり、かつ、株主に対して金銭分配請求権を与えないこととする場合を除く。</u></p> <p>（株主の権利の制限） 第四百六十条 前条第一項の規定による定款の定めがある場合には、株式会社は、<u>同項各号に掲げる事項を株主総会の決議によっては定めない旨を定款で定めることができる。</u></p>

①特別決議が必要とされる事項が列挙されている中から、「特定剰余金配当」が除外されている。

②取締役会が定めることが事項として、「特定剰余金配当」に係る株主総会の決議事項が掲げられている。

産業競争力強化法におけるスピノフに関する会社法特例②

- 会社法上、スピノフを行った取締役等は欠損填補責任を負うが、特例措置では、株式分配によるスピノフを行う場合は、悪意・重過失があった場合に限り同責任を負うこととしている（産競法31条1項の会社法の読替え規定）。



会社法

悪意・重過失に限らず
欠損填補責任を負う

産競法の特例措置

悪意・重過失の場合に限って欠損填補
責任を負う

(参考) 取締役等の欠損填補責任に関する特例の詳細

- 会社法465条において欠損が生じた責任を職務を行った業務執行者（取締役等）が負う場合については善管注意義務を怠った場合とされているところ、産競法の認定を受けた場合は、特例として、悪意・重過失があった場合に限定される。

産業競争力強化法第31条第1項の規定による会社法の読み替え（一部抜粋）

（太線部分が読替部分）

読 替 後	読 替 前
<p>（欠損が生じた場合の責任）</p> <p>第四百六十五条 株式会社が次の各号に掲げる行為をした場合において、当該行為をした日の属する事業年度（その事業年度の直前の事業年度が最終事業年度でないときは、その事業年度の直前の事業年度）に係る計算書類につき第四百三十八条第二項の承認（第四百三十九条前段に規定する場合にあっては、第四百三十六条第三項の承認）を受けた時における第四百六十一条第二項第三号、第四号及び第六号に掲げる額の合計額が同項第一号に掲げる額を超えるときは、当該各号に掲げる行為に関する職務を行った業務執行者は、当該株式会社に対し、連帯して、その超過額（当該超過額が当該各号に定める額を超える場合にあっては、当該各号に定める額）を支払う義務を負う。ただし、当該業務執行者がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があった場合に限る。</p>	<p>（欠損が生じた場合の責任）</p> <p>第四百六十五条 株式会社が次の各号に掲げる行為をした場合において、当該行為をした日の属する事業年度（その事業年度の直前の事業年度が最終事業年度でないときは、その事業年度の直前の事業年度）に係る計算書類につき第四百三十八条第二項の承認（第四百三十九条前段に規定する場合にあっては、第四百三十六条第三項の承認）を受けた時における第四百六十一条第二項第三号、第四号及び第六号に掲げる額の合計額が同項第一号に掲げる額を超えるときは、当該各号に掲げる行為に関する職務を行った業務執行者は、当該株式会社に対し、連帯して、その超過額（当該超過額が当該各号に定める額を超える場合にあっては、当該各号に定める額）を支払う義務を負う。ただし、当該業務執行者がその職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明した場合は、この限りでない。</p>

○職務を行った業務執行者（取締役等）が負う欠損填補責任について、悪意・重過失があった場合に限定される。

(参考3) 産業競争力強化法 (パーシャルスピンの課税の特例)

(再掲) パーシャルスピノフが適格組織再編に該当するための要件

※ で囲った箇所はパーシャルスピノフ税制特有の要件、 で囲った箇所は令和6年度からの追加要件

	要件	内容
①	非支配要件	現物分配法人が株式分配の直前に他の者による支配関係がない法人であり、かつ、株式分配に係る完全子法人が株式分配後に他の者による支配関係があることとなることが見込まれていないこと
②	株式のみ 按分交付要件	産業競争力強化法に基づく認定を受けた事業再編計画に従って行われる、同法に基づく特定剰余金の配当であって、完全子法人株式の100分の80超が移転し、かつ、現物分配法人の株主の持株数に応じて完全子法人の株式のみが交付されること
③	従業者継続要件	おおむね100分の90以上の従業者が完全子法人の業務に引き続き従事することが見込まれること
④	事業継続要件	完全子法人の主要な事業が完全子法人において、株式分配後も引き続き行われることが見込まれること
⑤	役員継続要件	完全子法人の特定役員の全てが株式分配に伴い退任するものでないこと
⑥	事業再編計画 認定要件	<p>令和5年4月1日から令和10年3月31日までの間に、特定剰余金配当に係る関係事業者等（完全子法人）が、経済産業大臣の定める以下の要件を満たし、事業の成長発展が見込まれるものとして、事業再編計画の認定を受けていること。 (上記期間内に認定を受ければスピノフ実施が期間後であっても課税の特例は適用される)</p> <p><経済産業大臣が定める要件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業再編の実施に関する指針の以下要件を満たすこと（令和5年3月30日経済産業省告示第50号） <p><事業再編の実施に関する指針六へ></p> <p>以下（1）及び（2）の要件を満たしていることが確認できること</p> <p>（1）完全子法人の主要な事業における事業活動が新事業活動であること</p> <p>（2）以下(i)～(iii)のいずれかに該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) 完全子法人の特定役員に対し、ストックオプション(新株予約権)が付与されている又は付与される見込みがあること (ii) 完全子法人の主要な事業が、事業開始から10年以内であること (iii) 完全子法人の主要な事業が、成長発展が見込まれることについて金融商品取引業者が確認したこと

(参考) 租税特別措置法の該当条文

- 産業競争力強化法の認定を受けてパーシャルスピノフを実施する場合、租税特別措置法第68条の2により法人税法等が読み替えられる。要件に関する条文は次のページへ。

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）認定株式分配に係る課税の特例

第六十八条の二 産業競争力強化法第二十三条第一項の認定を令和五年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に受けた法人が行う法人税法第二条第十二号の五の二に規定する現物分配が認定株式分配（当該認定に係る産業競争力強化法第二十四条第二項に規定する認定事業再編計画に従つてする同法第三十一条第一項に規定する特定剰余金配当をいう。）に該当する場合（この項の規定を適用しないものとした場合に当該認定株式分配が法人税法第二条第十二号の十五の二に規定する株式分配に該当する場合を除く。）における同法その他の法令の規定の適用については、同第十二号の十五の二中「の全部が移転する」とあるのは「が移転する」と、同第十二号の十五の三中「完全子法人と現物分配法人とが独立して事業を行うための株式分配として政令で定めるもの（当該とあるのは「租税特別措置法第六十八条の二第一項（認定株式分配に係る課税の特例）に規定する認定株式分配で当該認定株式分配の直後に現物分配法人が有する完全子法人の株式の数（出資にあつては、金額）の当該完全子法人の発行済株式等の総数又は総額のうちに占める割合が百分の二十未満となることその他の政令で定める要件に該当するもの（当該完全子法人の）」とする。

租税特別措置法第68条の2の規定による法人税法の読み替え（一部抜粋）

（太線部分が読替部分）

読 替 後	読 替 前
<p>（定義） 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>十二の十五の二 株式分配 現物分配（剰余金の配当又は利益の配当に限る。）のうち、その現物分配の直前において現物分配法人により発行済株式等の全部を保有されていた法人（次号において「完全子法人」という。）の当該発行済株式等が移転するもの（その現物分配により当該発行済株式等の移転を受ける者がその現物分配の直前において当該現物分配法人との間に完全支配関係がある者のみである場合における当該現物分配を除く。）をいう。</p> <p>十二の十五の三 適格株式分配 完全子法人の株式のみが移転する株式分配のうち、<u>租税特別措置法第六十八条の二第一項（認定株式分配に係る課税の特例）に規定する認定株式分配で当該認定株式分配の直後に現物分配法人が有する完全子法人の株式の数（出資にあつては、金額）の当該完全子法人の発行済株式等の総数又は総額のうちに占める割合が百分の二十未満となることその他の政令で定める要件に該当するもの（当該完全子法人の株式が現物分配法人の発行済株式等の総数又は総額のうちに占める当該現物分配法人の各株主等の有する当該現物分配法人の株式の数（出資にあつては、金額）の割合に応じて交付されるものに限る。）をいう。</u></p>	<p>（定義） 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>十二の十五の二 株式分配 現物分配（剰余金の配当又は利益の配当に限る。）のうち、その現物分配の直前において現物分配法人により発行済株式等の全部を保有されていた法人（次号において「完全子法人」という。）の当該発行済株式等の全部が移転するもの（その現物分配により当該発行済株式等の移転を受ける者がその現物分配の直前において当該現物分配法人との間に完全支配関係がある者のみである場合における当該現物分配を除く。）をいう。</p> <p>十二の十五の三 適格株式分配 完全子法人の株式のみが移転する株式分配のうち、<u>完全子法人と現物分配法人とが独立して事業を行うための株式分配として政令で定めるもの（当該株式が現物分配法人の発行済株式等の総数又は総額のうちに占める当該現物分配法人の各株主等の有する当該現物分配法人の株式の数（出資にあつては、金額）の割合に応じて交付されるものに限る。）をいう。</u></p>

○認定株式分配に該当する場合、法人税法で定める「株式分配」と「適格株式分配」の規定が読み替えられ、これらの組織再編行為の税制を適用できる。

要件の詳細は次のページへ

(参考) 租税特別措置法施行令等の該当条文

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）認定株式分配に係る課税の特例

第三十九条の三十四の二 法第六十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法人税法第二条第十二号の十五の三に規定する**政令で定める要件は、次に掲げる要件の全てを満たすこととする。**

- 一 法第六十八条の二第一項に規定する**認定株式分配**（以下この項において「認定株式分配」という。）の直後に当該認定株式分配に係る**現物分配法人が有する**当該認定株式分配に係る**完全子法人**（法人税法第二条第十二号の十五の二に規定する完全子法人をいう。以下この項において同じ。）の**株式又は出資の数又は金額**の当該完全子法人の発行済株式又は出資（当該完全子法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額のうちに占める**割合が百分の二十未満となること。**
- 二 認定株式分配の直前に当該認定株式分配に係る**現物分配法人と他の者**（その者（その者が個人である場合には、その個人との間に法人税法施行令第四条第一項に規定する特殊の関係のある者を含む。イにおいて同じ。）が締結している組合契約（同令第四条の三第九項第一号に規定する組合契約をいう。以下この号において同じ。）及び次に掲げる組合契約に係る他の組合員である者を含む。以下この号において同じ。）との間に**当該他の者による支配関係**（法人税法第二条第十二号の七の五に規定する支配関係をいう。以下この号において同じ。）がなく、かつ、当該認定株式分配後に当該認定株式分配に係る**完全子法人と他の者との間に当該他の者による支配関係があることとなることが見込まれていないこと。**
 - イ その者が締結している組合契約による組合（これに類するものを含む。以下この号において同じ。）が締結している組合契約
 - ロ イ又は八に掲げる組合契約による組合が締結している組合契約
 - ハ ロに掲げる組合契約による組合が締結している組合契約
- 三 認定株式分配前の当該認定株式分配に係る完全子法人の法人税法施行令第四条の三第四項第二号に規定する**特定役員**の**全て**が当該認定株式分配に伴つて**退任をするものでないこと。**
- 四 認定株式分配に係る**完全子法人**の当該認定株式分配の直前の**従業者のうち、その総数のおおむね百分の九十以上に相当する数の者が**当該完全子法人の業務に**引き続き従事することが見込まれていること。**
- 五 認定株式分配に係る**完全子法人**の当該認定株式分配前に行う**主要な事業**が当該完全子法人において**引き続き行われることが見込まれていること。**
- 六 認定株式分配に係る**完全子法人が事業の成長発展が見込まれるものとして経済産業大臣が定める要件を満たすものであること。**

2 (略)

3 経済産業大臣は、第一項第六号の規定により要件を定めたときは、これを告示する。

租税特別措置法施行令第三十九条の三十四の二第一項第六号に規定する事業の成長発展が見込まれるものとして経済産業大臣が定める要件（令和五年経済産業省告示第五十号）

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の三十四の二第一項第六号に規定する事業の成長発展が見込まれるものとして経済産業大臣が定める要件は、**事業再編の実施に関する指針**（平成二十六年財務省・経済産業省告示第一号）**六へ(1)及び(2)に該当するこれらの規定の関係事業者等であること**とする。

事業再編の実施に関する指針については、次のページへ

(参考) 事業再編の実施に関する指針等の該当条文

事業再編の実施に関する指針（平成二十六年財務省・経済産業省告示第一号）六 その他事業再編に関する重要事項

ハ 事業者が法第二条第十七項第一号リ又はルに掲げる措置に係る事業再編を実施するにあたり、特定剰余金配当に係る関係事業者又は外国関係法人（以下「関係事業者等」という。）が事業の成長発展が見込まれる要件を満たすものとして事業再編計画の認定（変更の認定を含む。）を受けようとする場合

事業者は、一の事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項に定める生産性の向上及び財務内容の健全性の向上に関する目標等の必要な要件に加え、次の(1)及び(2)に該当する場合には、関係事業者等が事業の成長発展が見込まれる要件を満たすものとして事業再編計画の認定（変更の認定を含む。）を受けることができるものとする。

- (1) 関係事業者等の**主要な事業**（事業再編計画の認定を受けて行う特定剰余金配当の直前に行われていることが見込まれるものに限る。以下同じ。）における**事業活動が新事業活動**（新商品の開発又は生産、新たな役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動をいう。）であること。
- (2) 次のいずれかに該当すること。
 - (i) 関係事業者等から当該関係事業者等の**特定役員**（社長、副社長、代表取締役、代表執行役、専務取締役若しくは常務取締役又はこれらに準ずる者で法人の経営に従事している者をいう。）に対して、**新株予約権が付与され、又は付与される見込みであること。**
 - (ii) 関係事業者等の(1)の**主要な事業**（事業再編計画の認定を受けて行う特定剰余金配当の直前に行われていることが見込まれるものに限る。以下同じ。）を開始した日から法第二十三条第一項の認定の申請の日までの期間が**十年を超えないこと。**
 - (iii) 関係事業者等の(1)の**主要な事業の成長発展が見込まれるものであることにつき、金融商品取引業者**（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）が**確認したこと。**

○パーシャルスピノフ税制の適用を受けるための事業再編計画の認定を受けようとする場合、通常の申請書類等に加え、様式第19別表11の追記、追加の添付書類が必要。

産業競争力強化法施行規則（平成三十年内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号） **事業再編計画の認定の申請**

第十二条 法第二十三条第一項の規定により**事業再編計画の認定を受けようとする事業者**（次条第一項において「申請者」という。）は、**様式第十九による申請書**（以下この条及び次条において「申請書」という。）及びその写し各一通を、**主務大臣に提出しなければならない。**

2 (略)

3 特定剰余金配当に係る関係事業者又は外国関係法人（以下「関係事業者等」という。）が**事業の成長発展が見込まれる要件を満たすものとして事業再編計画の認定を受けようとする場合**においては、**前項各号に掲げる書類に加え、次に掲げるいずれかの書類を添付しなければならない。**

- 一 関係事業者等から当該関係事業者等の**特定役員**（社長、副社長、代表取締役、代表執行役、専務取締役若しくは常務取締役又はこれらに準ずる者で法人の経営に従事している者をいう。）に対して、**新株予約権が付与され、又は付与される見込みであることを証する書類**
- 二 関係事業者等の**主要な事業**（事業再編計画の認定を受けて行う特定剰余金配当の直前に行われていることが見込まれるものに限る。次号において同じ。）を開始した日から法第二十三条第一項の認定の申請の日までの期間が**十年を超えないことを証する書類**
- 三 関係事業者等の**主要な事業の成長発展が見込まれるものであることにつき、金融商品取引業者**（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）が**確認したことを証する書類**